

この情報は、あくまで会員の厚意いただいた結果をもとに集計したもので、  
結果の使用については各自の責任・判断で行っていただきますようお願いいたします

# COVID-19対応状況調査

産業医学推進研究会

産業医学推進研究会は、会員相互の医学的知識の向上及び親睦を図るとともに、産業医学に関する  
進歩発展並びにその普及に寄与することを目的とする産業医科大学卒業生等により組織された研究会です

# 今回の調査概要

## 【目的】

COVID-19への企業における対策（対応）状況について、会員の現状や困りごとなどを共有するため。

## 【調査期間】

**2020年3月17日（火）～20日（金）**

## 【調査方法】

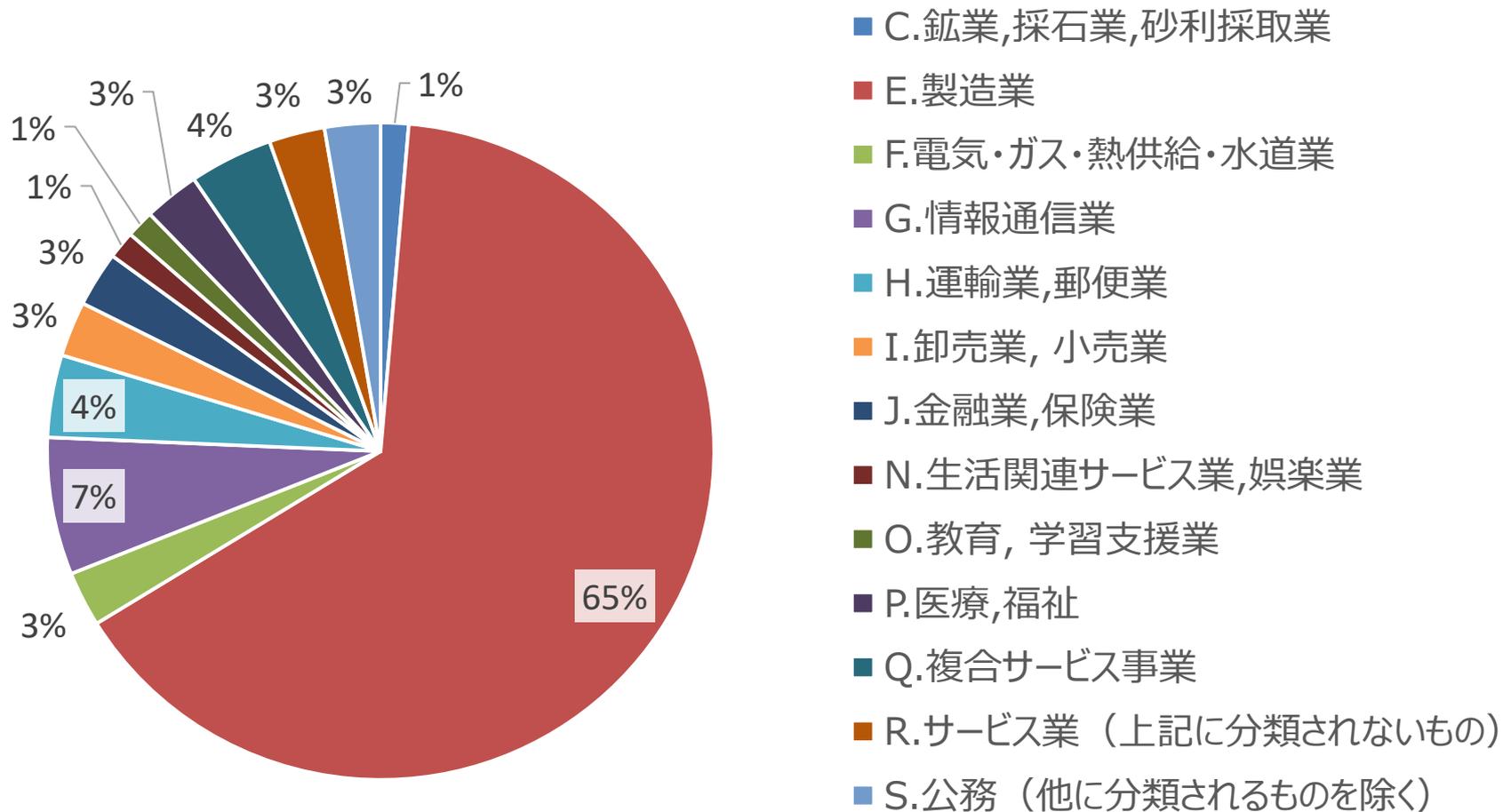
Google formに以下の質問項目を入力

結果の公表に同意の得られた74名の回答を集計対象とした

## 【質問内容】

- 業種・規模・勤務形態・事業場の形態
- 事業場における海外勤務者の状況
- 通勤手段
- 混雑回避策、出張の取り扱い、実施している感染予防策
- 健診・保健指導等の実施状況、感染者・濃厚接触者・回復者・高リスク者の対応
- BCPについて
- その他

### 3 - 1. 回答する勤務先事業所の業種を教えてください (総務省分類) /74件の回答



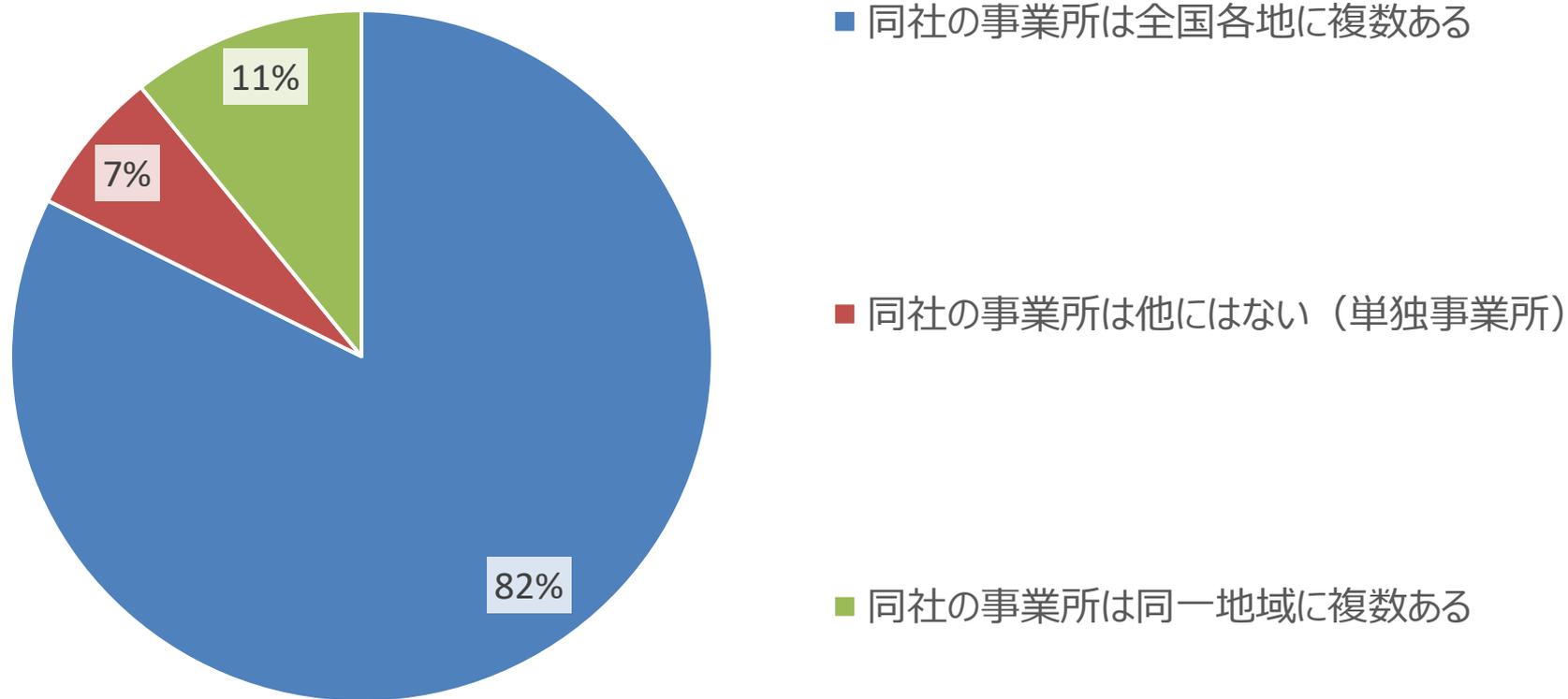
### 3 - 2. 回答する勤務先事業所の従業員数（常勤）を教えてください /74件の回答



### 3 - 3. 上記事業所での勤務形態について教えてください /74件の回答

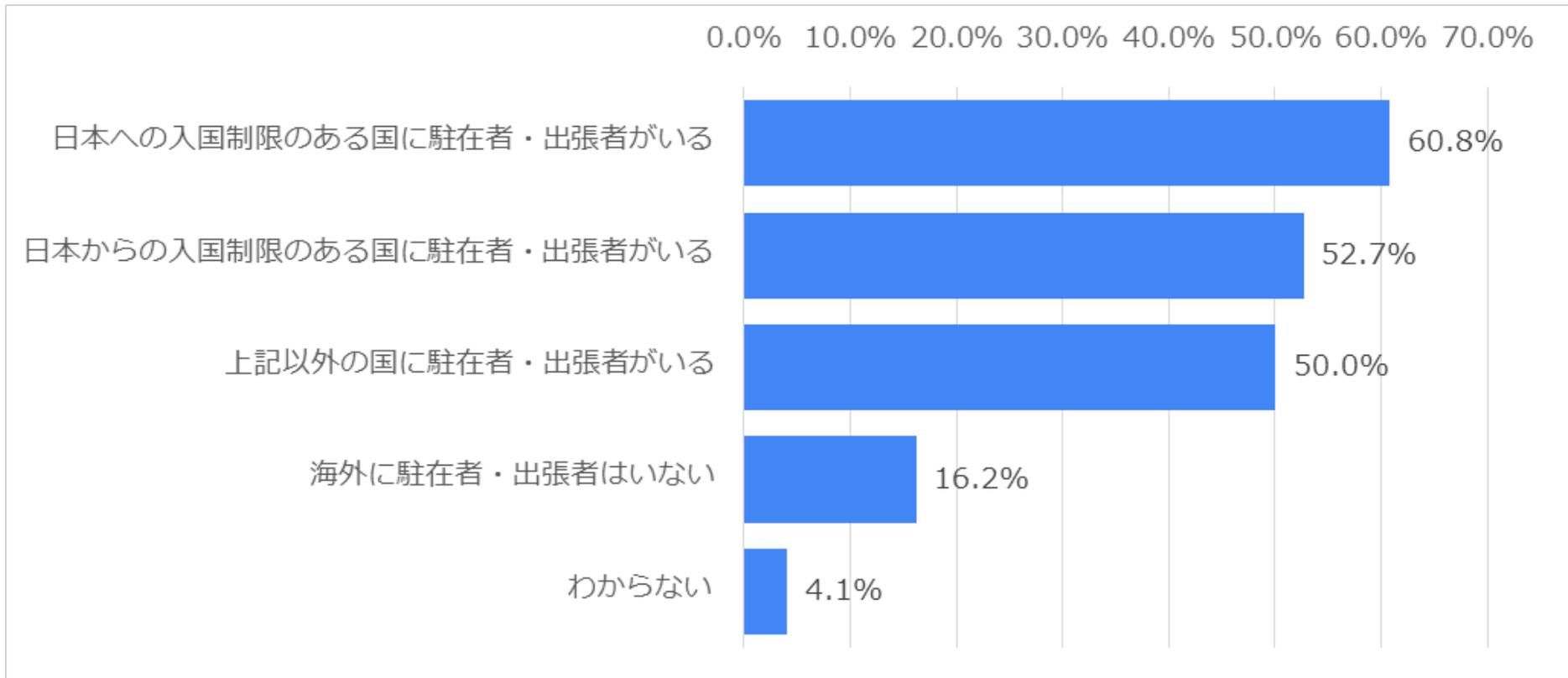


### 3 - 4. 上記事業所の日本国内の事業形態について /74件の回答



本調査回答者の8割が、全国各地に複数の事業所のある会社に所属している

## 4-1. 海外勤務者（担当企業全体）について、 回答時点の状況を教えてください（複数回答可） /74件の回答



## 4-2. (4-1でいると回答した場合) 駐在者・出張者の健康管理に関して生じた課題・問題点を教えてください。

### 【診療・健康診断関係】

- 持病を持つ社員の治療継続（日本に薬を取りに戻れない、現地の医療機関を受診できない（そもそもの医療水準の問題・流行中で医療機関での感染リスクがある））
- 健康診断で要精査となった場合に即対応がとれない。
- 日本に帰国ができず、海外でもリスクがあるため健康診断が受診できなくなった等
- 駐在者には年に1回健康診断（一時帰国時の人間ドック）を受けていただいているが、移動制限により受診ができない方が増えている。
- 日本に一時帰国した際に健康診断を受診出来ない可能性があり延期とせざるを得ない、中国の医療機関を受診できず（本人の意志もあり）内服薬が不足する、日本で処方されている方は特に一時帰国が出来ない状況であるため、治療継続に難渋するケースがある。
- 駐在先で感染した場合、現地の医療レベルが心配な拠点では、普段使用する外国人向けの医療機関とは違い言葉の問題、外国人がきちんと診てもらえるのか不安が大きい。
- 中国出張者 現地医療機関で治療中の慢性疾患について、現地での通院を続けられるかの判断

## 4-2. (4-1でいると回答した場合) 駐在者・出張者の健康管理に関して生じた課題・問題点を教えてください。

### 【診療・健康診断関係】

- 基礎疾患がある従業員への対応
- 感冒様症状に対しては疑いがぬぐえないが、国内では検査は保健所の許可なく受けられない。
- 通常であれば日本に一時帰国して受けるような手術を、現地で受けざるを得ない状況が生じている。  
(一時帰国困難、家族付き添い困難、現地医療費負担大、現地医療への不安などの問題)
- 一時帰国時に国内で定期通院・処方をしてきた者が定期通院が不可能になった。

### 【拠点資材調達関係】

- 中国でのマスク不足について対応できなかった。
- マスク等、衛生用品の品不足により国内からの物資支援が乏しい。

## 4-2. (4-1でいると回答した場合) 駐在者・出張者の健康管理に関して生じた課題・問題点を教えてください。

### 【帰任・赴任関係】

- 結果として障害は発生していないが、健診結果にて慢性疾患の方は優先して帰国していただいた。
- 帰任にあたって成田から自宅までの搬送（公共機関が使えないので）をどうするか
- 春節時の中国からの帰国者に対してどの程度の期間、自宅待機させるか
- 4月からの赴任予定者が赴任出来ない可能性あり
- 日本に一時帰国中に赴任地へのビザが無効となり、再赴任できなくなった。
- 国が方針を出していないEU諸国からの帰国者にどのように対応するか。
- 一時帰国の対応
- 医療レベルが不安な国の駐在員を引き上げるタイミング
- イタリアから短期出張帰国者にコロナ感染者が発生した。
- 帰国の可否、出張後の体調管理期間の設定
- 行動制限や帰国の範囲、タイミングの判断
- 出張する際に国の当局から、新型コロナウイルスによる症状がないことを証明する書類が必要となったが、潜伏期間を考慮すると、診察時点での日時で症状の有無を記載するしかなく、それ以降の症状の証明ができない

## 4-2. (4-1でいると回答した場合) 駐在者・出張者の健康管理に関して生じた課題・問題点を教えてください。

### 【帰任・赴任関係】

- 今回の新型コロナが中国（武漢）で発生した当初の初動対応に課題を感じた。  
情報が少ない中、どこまで強く渡航禁止を指示すべきか悩んだ。  
結局、武漢閉鎖による帰国困難に至り、日本に帰国後もホテル隔離などになった。
- 帰任予定者が帰国できない
- 国の制限と、社内制限の時間的な整合性が取りにくい。  
どうしても社内が先行するため、エビデンスの判断が難しい。
- 現在経営層含め、数人欧州に出張しており、今後の制限の状況によっては、  
帰国時の際に人により健康観察の可否が一律でなくなる可能性がある。

## 4-2. (4-1でいると回答した場合) 駐在者・出張者の健康管理に関して生じた課題・問題点を教えてください。

### 【情報発信関係】

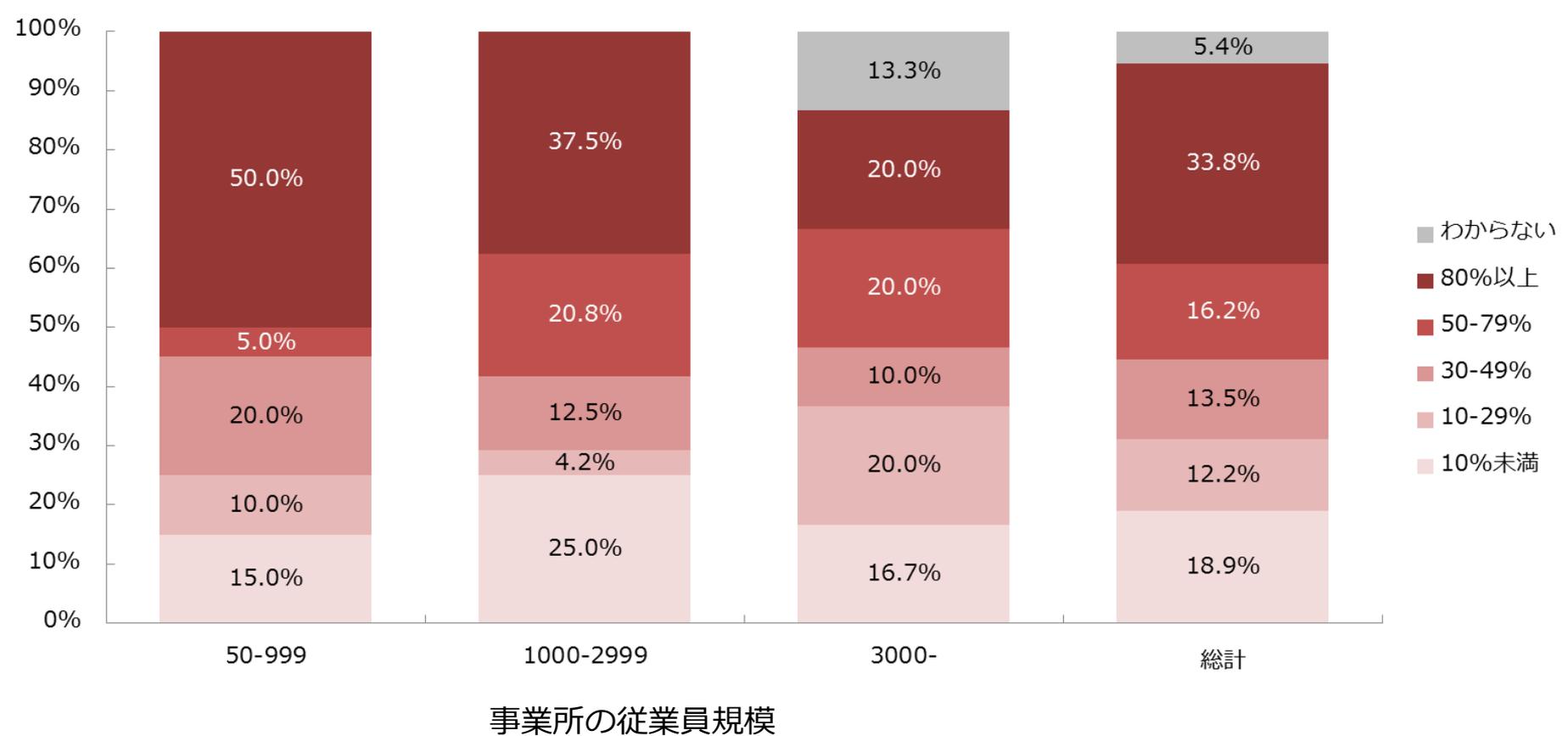
- 情報の提供
- 赴任地でコロナウイルスが流行していることから生じる不安などに詳細を把握しての対応が難しい。
- マスクの使用の仕方、アルコール消毒のためにアルコール消毒液の確保
- 把握が困難
- 海外窓口の不明確さがあり、状態の確認がしづらい。

### 【その他】

- 担当企業では海外駐在になると本社管理となるため、直接かかわることはないが、出張者の健康管理上の相談は来ている。
- 一時帰国させていた駐在者を戻すことが難しくなっている
- 来客対応などで対人作業が免れられず、感染者が発生している。

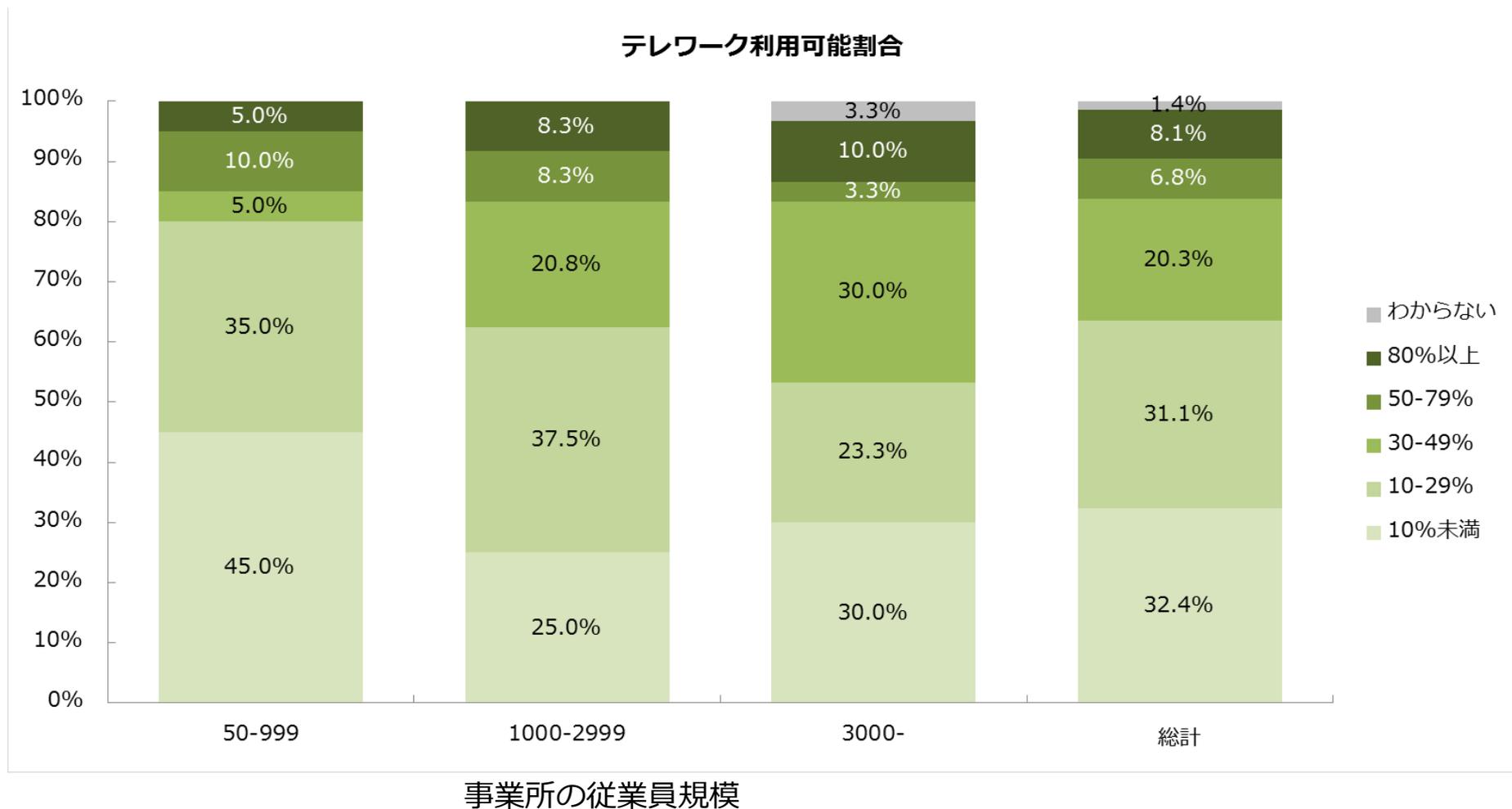
## 5-2. 公共交通機関で通勤している者の割合はどの程度ですか？最も近いもの（感覚的）を選択ください /74件の回答

公共交通機関利用割合



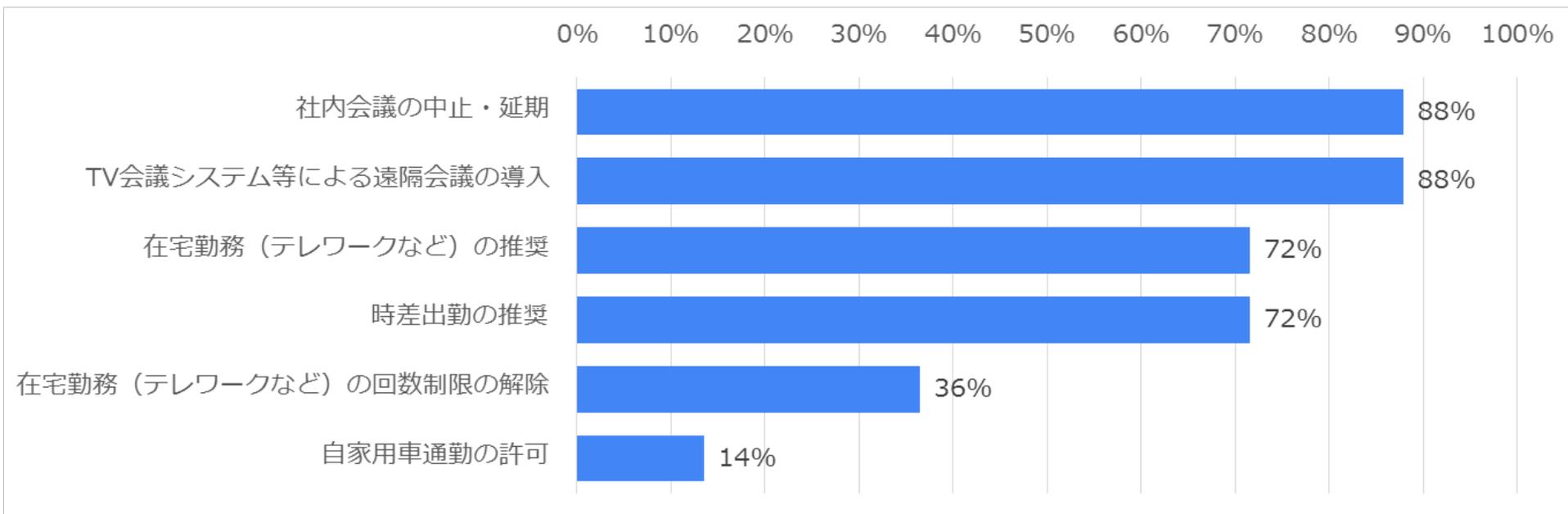
- 従業員規模が増えるにしたがって、公共交通機関の利用割合は低くなる傾向がある。
- 製造業が大半を占めており、立地上大規模になるほど車通勤が多くなるためと考える。

## 5-3. 在宅勤務が実際に行える者の割合はどの程度ですか？ 感覚的に最も近いものを選択ください /74件の回答



従業員規模が増えるにしたがって、在宅勤務可能者の割合は増える傾向にあるが、在宅勤務可能者が半分以上の回答は2割弱であった。在宅勤務不可能な製造部門を抱える製造業が回答者の大半を占めるためと考える。

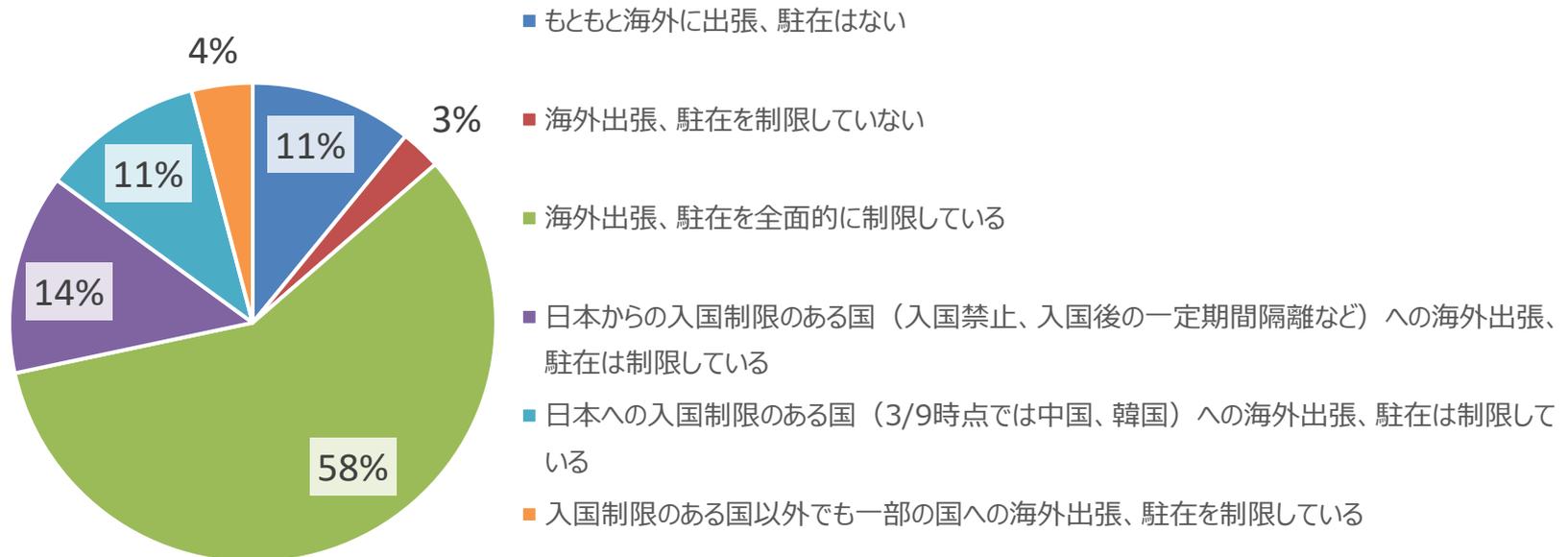
## 6. 通勤時の混雑回避、人が集まる事を避けるために行っていることはありますか(回答時点) /74件の回答 (複数回答可)



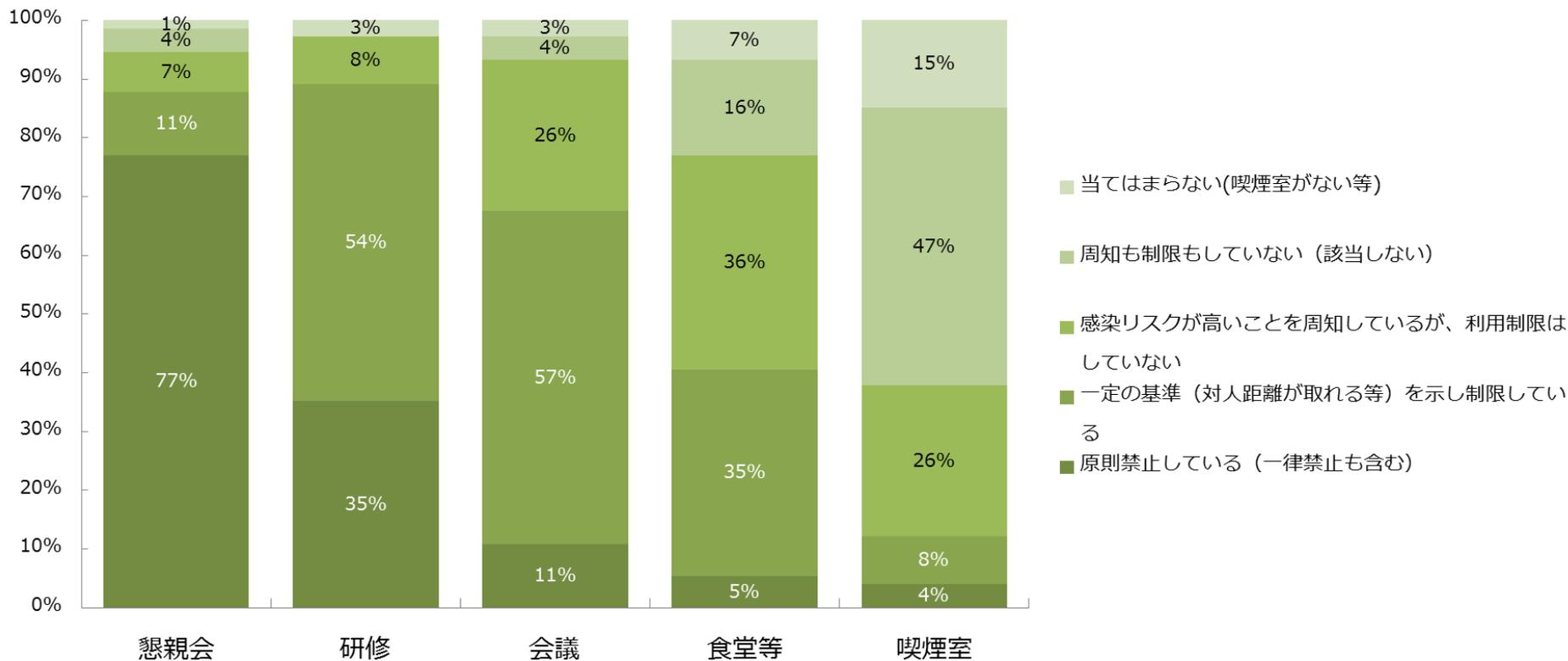
## 7-1. 社員の出張について（国内出張） /74件の回答



## 7-2. 社員の海外出張、海外駐在の制限について、最も近いものを選んでください /74件の回答

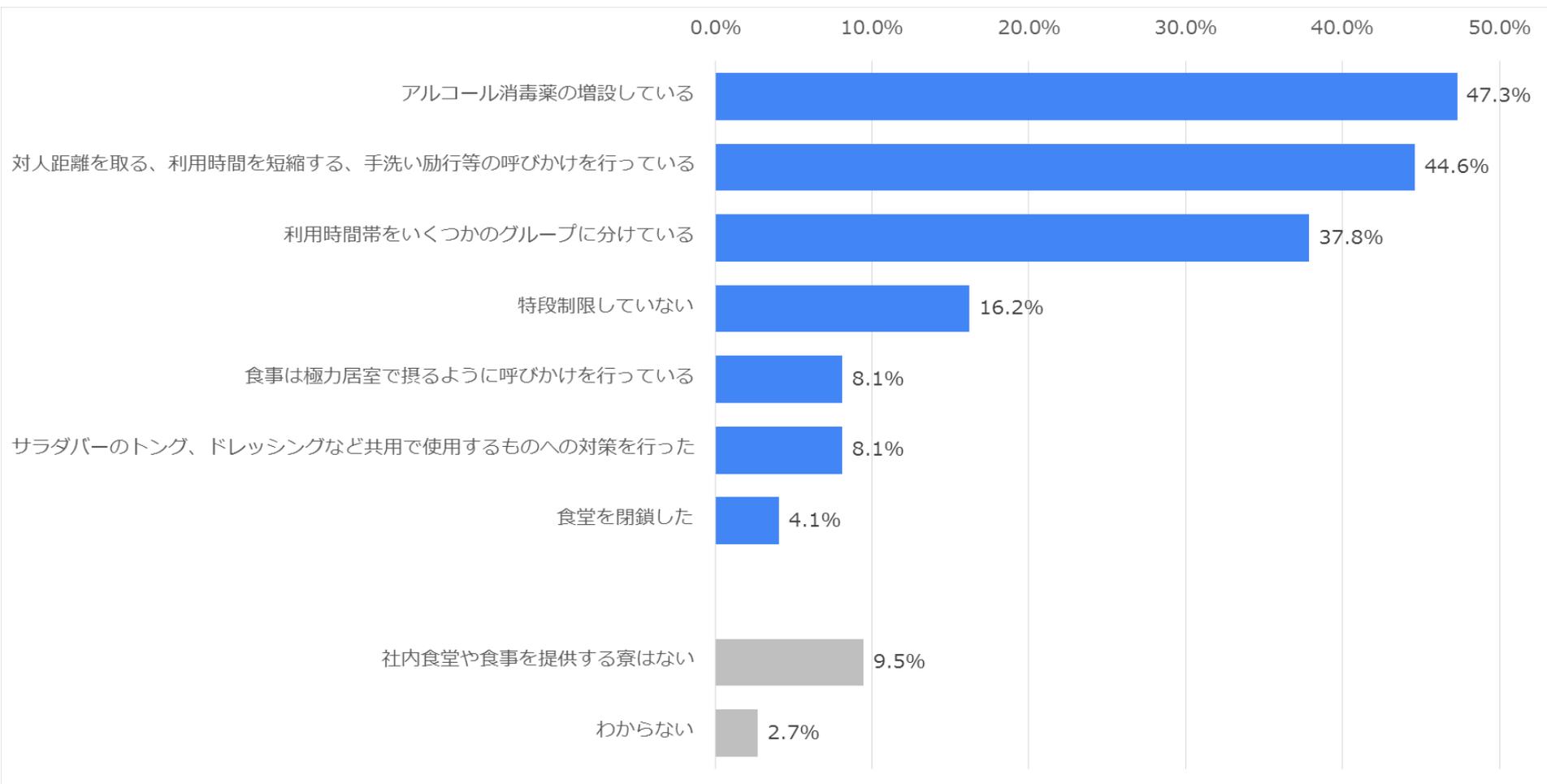


## 8 - 1. 他人との接触機会を減らす対策について該当するものを選んでください

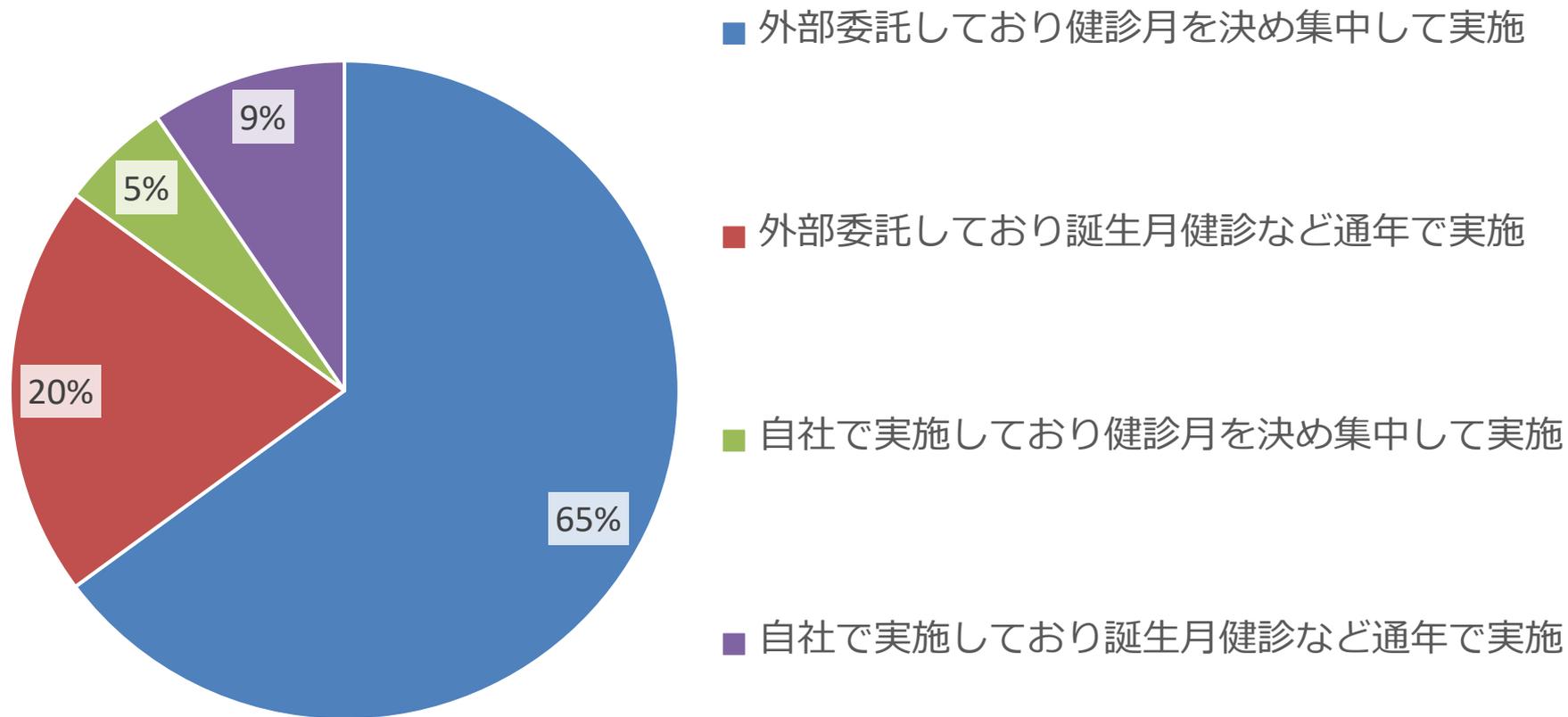


不要不急の懇親会は原則禁止している回答が大多数であった。一方、食堂や喫煙室は業務というより福利厚生設備という面もあることから制限がしづらかったものとする。

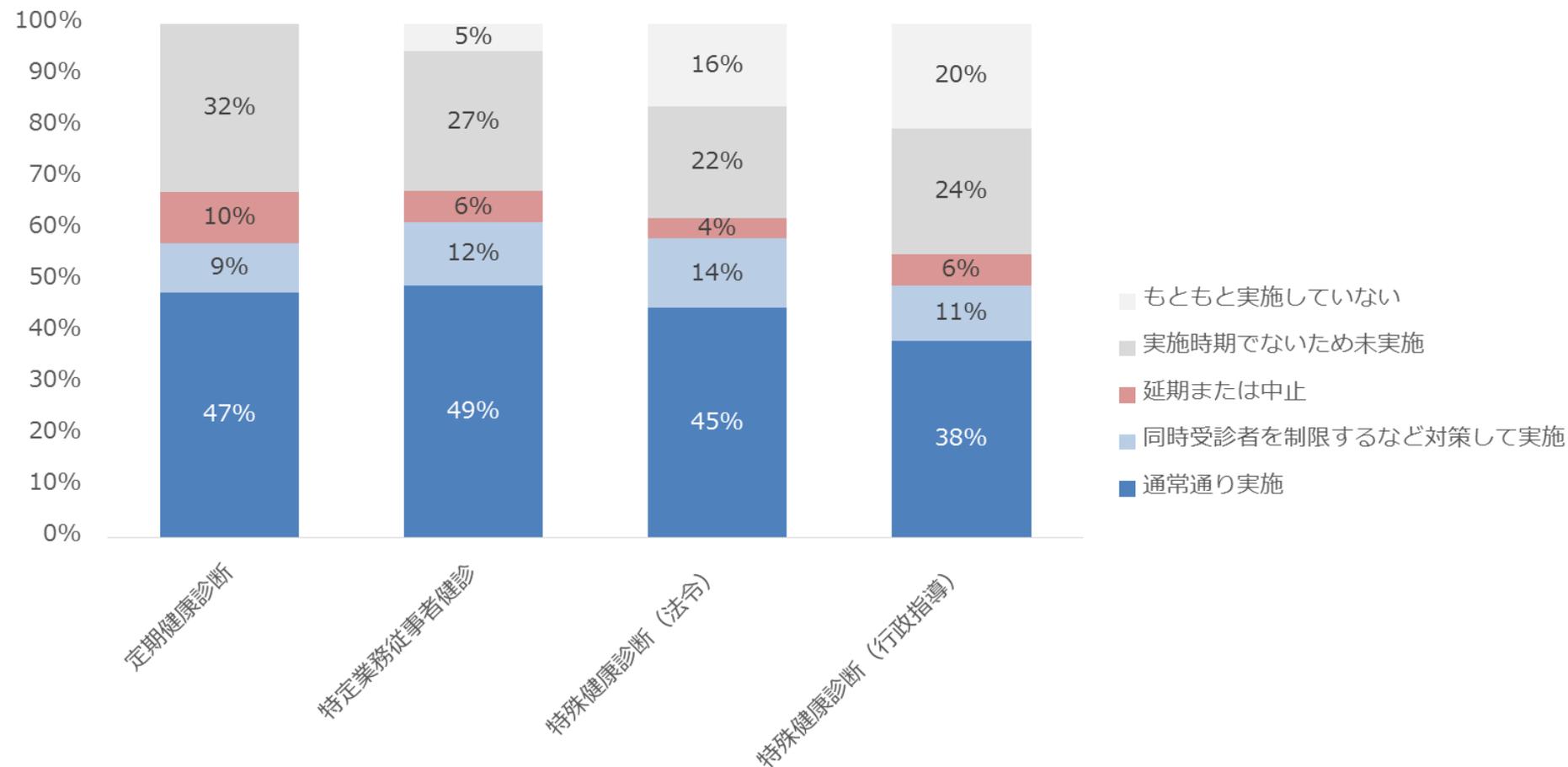
## 8-2. 社内食堂（寮を含む）について、どのような対策を行っていますか？（複数回答可） /74件回答



## 9 - 1. 健康診断（安衛法による）実施方法について、最も当てはまるものを選択ください /74件の回答



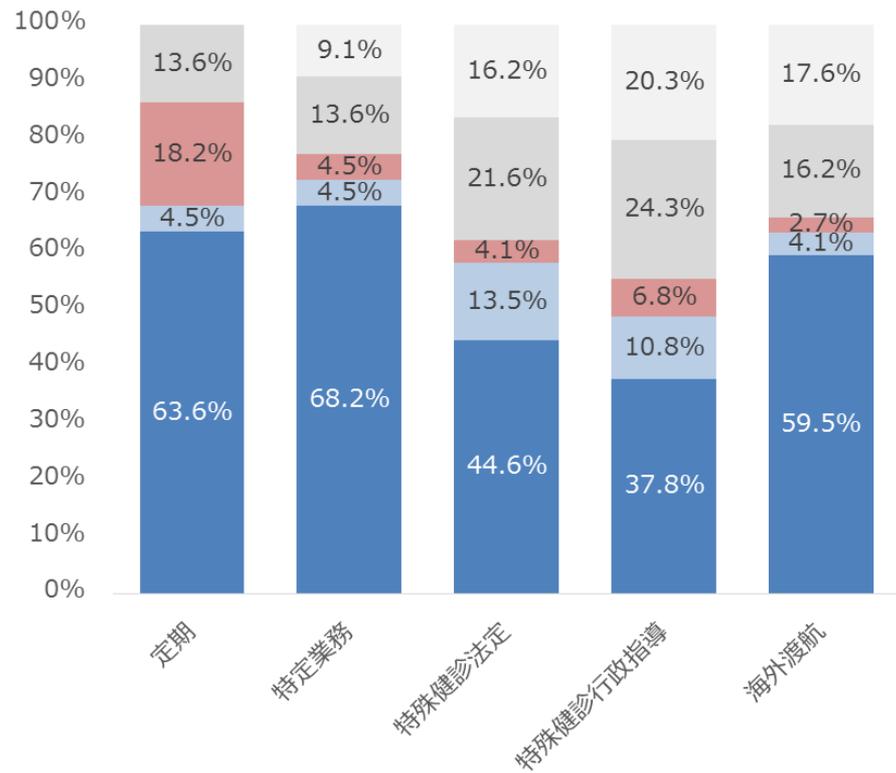
## 9-2. 回答時点での健康診断の実施状況について、 それぞれ選択してください



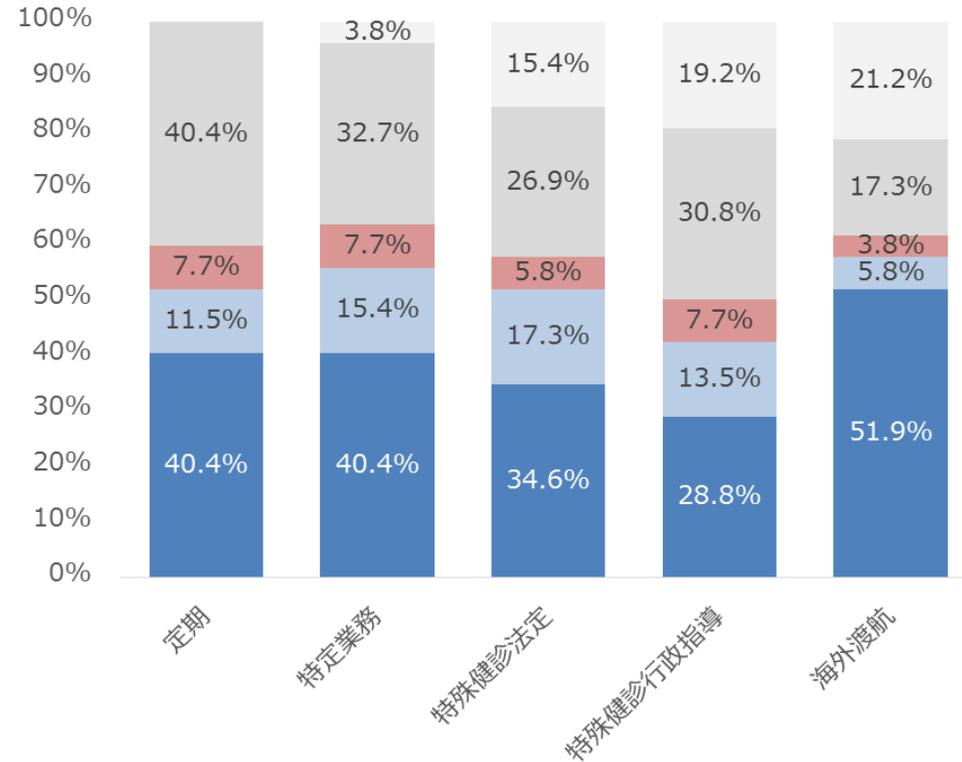
健康診断の延期が認められているのは、定期（特定業務含む）であるが、委託業者側の受け入れ態勢の問題（実施人数を絞るなどの理由で受け入れ人数の減少）で法定の特殊健診でも延期が発生していると推測する

## 9-2. 回答時点での健康診断の実施状況について、それぞれ選択してください

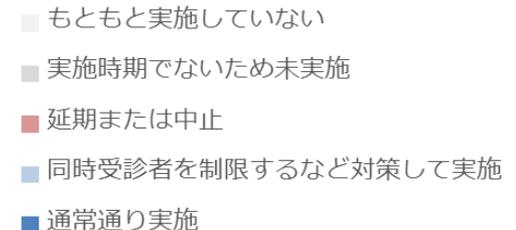
### 誕生日健診（通年実施）の場合



### 健診月集中実施の場合



- 通年実施の方が通常通り実施している割合が高く、一回の実施人数が少なく済むため、受診者を絞る必要が少ないと考えられる。
- 集中実施型だと実施人数が増えるため、一回の受診者数を制限するなどの工夫がされている割合が高いと考える。



### 9-3. 自施設で健康診断を実施している場合、 実施を中止する基準を設けていれば記載ください

#### 【感染者が出た場合】

- コロナウィルス感染者が出たら
- 健診スタッフに感染者が出れば
- 健診機関職員が発症した場合 等 5件

#### 【既に延期している】

- 4月の雇入れ健診は延期。  
それ以降4月から集団健診の予定であるが、検討中 1件

# 健康診断の延期に関する通達

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に伴い、安全衛生活動の継続に苦慮する事業者からの声を受けて、  
(1)雇入時健康診断、定期健康診断の実施時期の延期  
(2)衛生委員会等の開催方法、開催頻度等の弾力的な運用  
を容認する内容の通達が出されている（[令和2年3月3日基発0303第1号](#)）。

本通達はその8日後に改正され、

- 1) 具体的な時期を明記：令和2年5月末まで
- 2) 特定業務従事者健診（則45条）も対象に追加

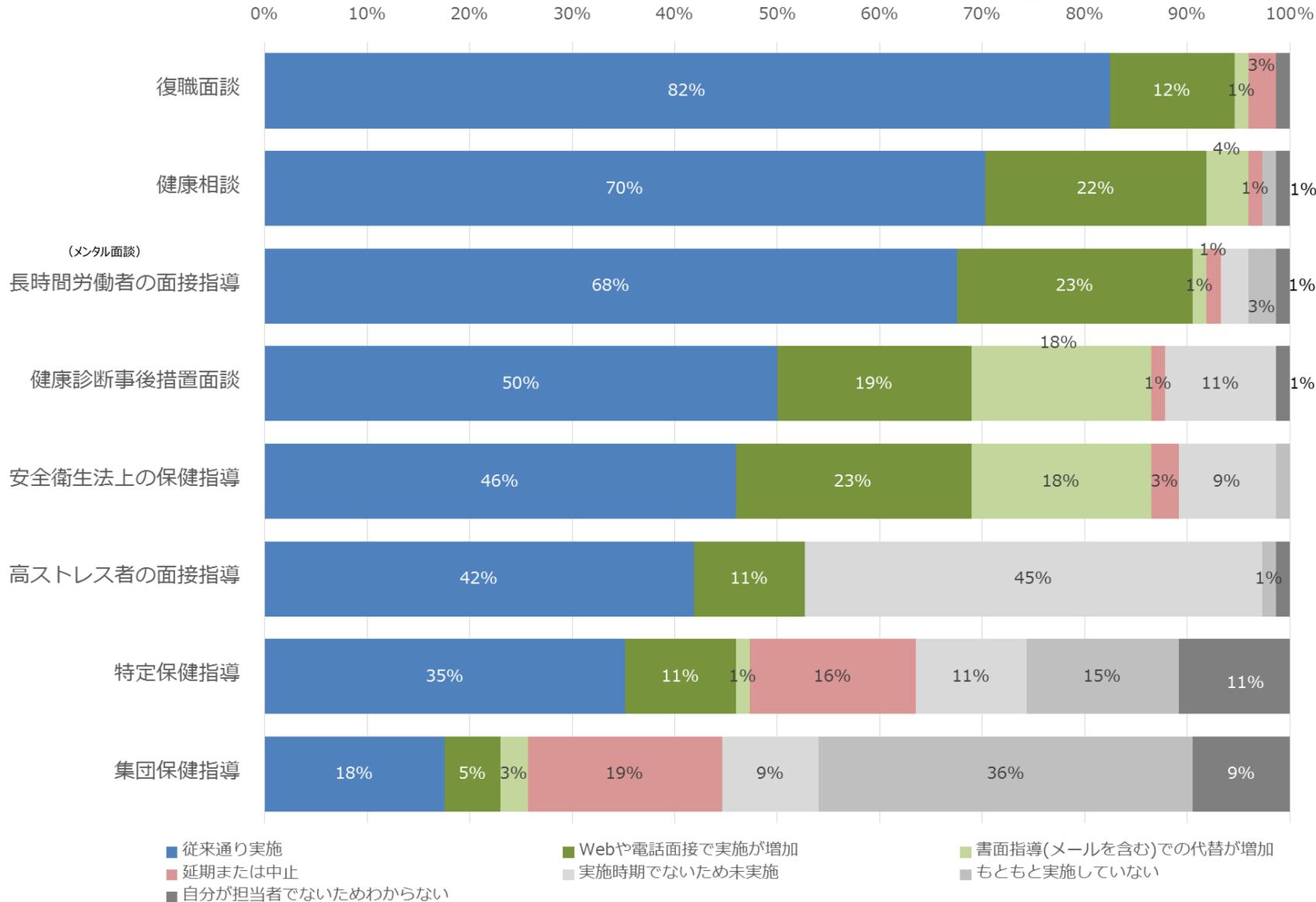
以上2点の変更、追加されている（[令和2年3月11日基発0311第3号](#)）。

- 健康診断等、安全衛生活動に伴う感染拡大を未然に防止するという点では、行政より要件緩和の具体的な基準が示されたのは有益である。最初の通達で時期の明示がなかったこと、5月までと限定された改正通達の内容について混乱が生じた事業所もあった。
- 過去の通達においては「定期とは、毎年一定の時期に、という意味であり、その時期については各事業場毎に適宜決めさせること」（昭和23年1月16日基発第83号、昭和33年2月13日基発第90号）と示されており、今回出された通達内容との整合性がとれておらず、今後の運用方針についての再整理を期待したい。

# 健康診断の延期に関する結果の考察

- 3月に発出された通達の内容に沿って健康診断実施を後倒しにする判断は、健康診断で早期発見できた疾病の発見遅延などのデメリットも、十分に考慮した上でなされるべきである。
- 例えば健康診断について、一律延期とするのではなく、
  - 受診者の体調確認を行い、健診会場には余裕のあるスペースを確保する等、「3つの条件」（換気が悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声）をみたさないようにして実施する
  - 労働者個々人の重症化リスクに応じて延期とするかどうか判断する
  - 延期した労働者の健康状態の把握、確認に努める（通院状況や自己血圧測定値の報告を求める等）といった対応を併用し、健康管理に極力影響が出ないようにすべきと考えられる。

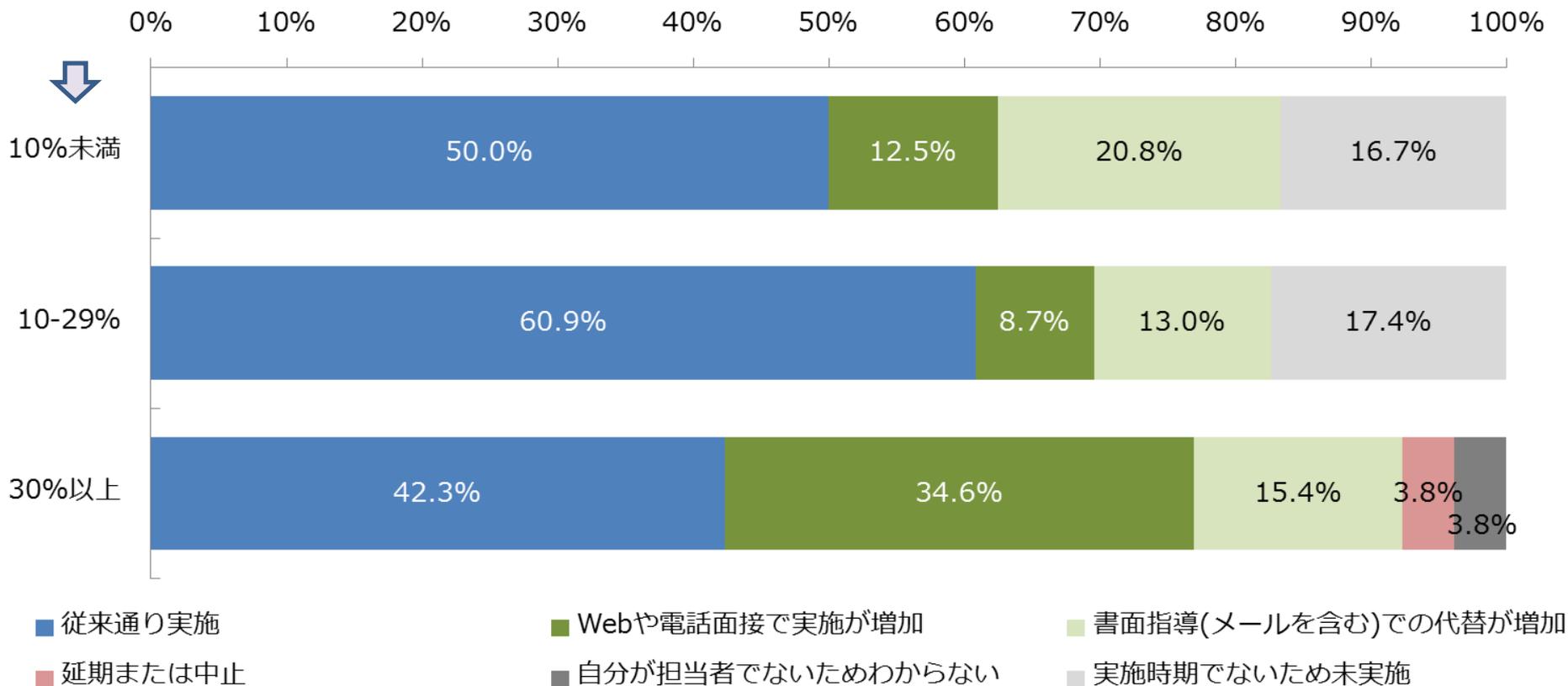
# 9-4. 事業所全体として対面健康指導等の実施方法の変化



- 一定の割合で、Webや電話、メールによる指導での代替が行われている
- 特定保健指導については、厚生労働省保険局より健保連へ新型コロナウイルス感染症の感染事例の発生に伴う注意喚起が出され、慎重な対応になったことが伺える

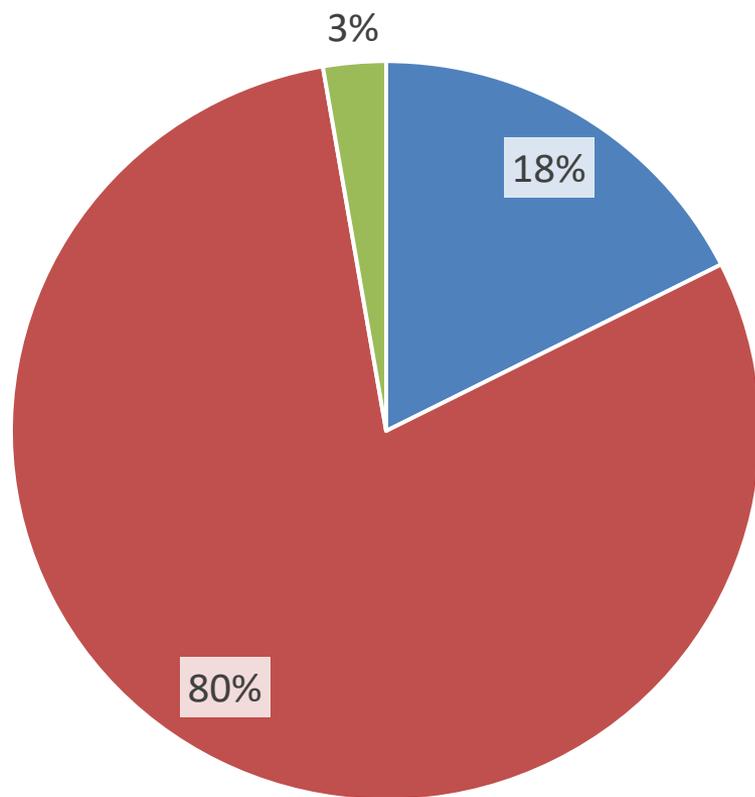
# 参考) テレワーク可能な労働者割合別 健康診断事後措置面談実施方法の変化

テレワークが  
可能な労働者割合



テレワーク可能な労働者が増えるほど、Webや電話面接、メールを含めた書面指導が増えている（健康診断事後措置面談以外でも同様の傾向が見られた）

# 10-1. 濃厚接触者の定義はどのように設定していますか？ /74件の回答



- 厚生労働省、研究機関（国立感染症研究所 感染症疫学センター等）が示している定義に項目を追加して設定している
- 厚生労働省、研究機関（国立感染症研究所 感染症疫学センター等）が示している定義に従い設定している
- 厚生労働省、研究機関（国立感染症研究所 感染症疫学センター等）が示している定義に準じておらず、独自に設定している

10-2. (10-1. で項目を追加、あるいは独自に設定を選択した場合) 具体的にどのような項目、定義としているか教えてください

**【距離および時間】**

- 範囲を3m・30分に設定
- 発病の2日前からの接触者も含めている
- 期間を「発症日及び前2日間」
- 自席の半径10m、会議同席1時間、時間の長短問わず対面での会話
- 対面でなくても半径2m以内で定常作業。2m以内の接触が15分以上
- 同じフロアで勤務した人、同居家族
- 感染者と2m以内で1時間以上接触した、感染者が参加していた50名以下規模の講演会などに1時間以上参加
- 会議で30分以上、新幹線飛行機で隣席30分以上など
- 2m以内の距離で1時間以上の対面会話
- 2m以内の距離で、業務を行い、30分以上の会話を行った者

**【症状】**

- 感冒症状があった者全員、北海道あるいは海外出張者の全員

**【行動】**

- 食事を共にしたもの

# 濃厚接触者の定義

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）（3月12日版）では、濃厚接触者の定義は以下のように示されている。

- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

この定義に基づいて実施される積極的疫学調査とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）第15条に基づき、感染症の発生した集団感染の全体像や病気の特徴などを調べることで、今後の感染拡大防止対策に用いることを目的として行われる調査とされている。

# 積極的疫学調査

現在、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、保健所が勤務先等に対して積極的疫学調査を実施している。具体的な内容は以下の通りである。

## 主な流れ

### 1 勤務先等に対する積極的疫学調査の実施

- (1) 飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアーの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定。
- (2) 接触感染対応：消毒についての指導：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導。

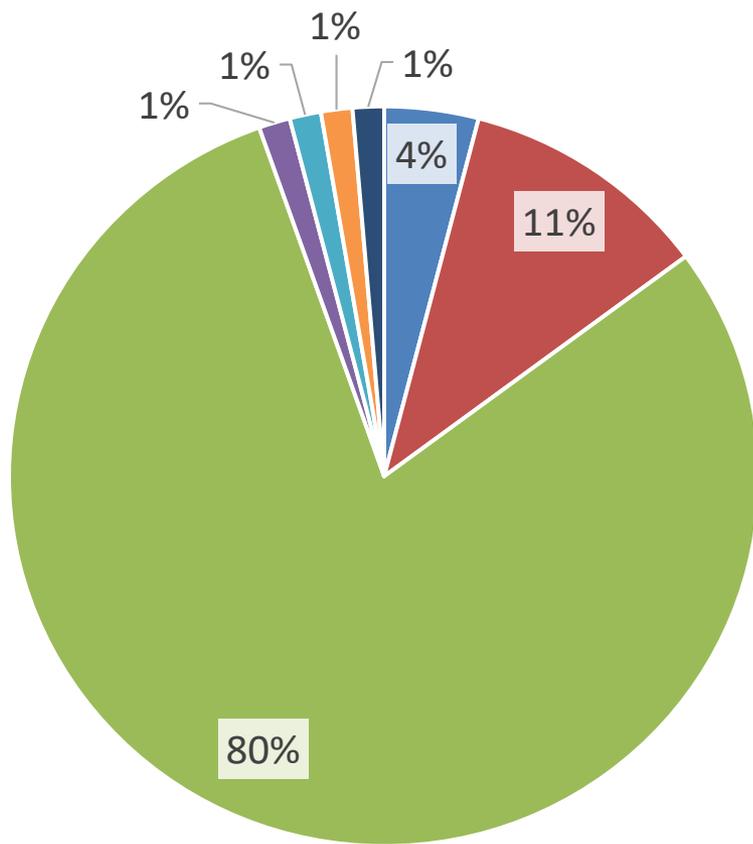
### ● 調査の前に準備をしていただくこと

- ・患者が在籍する部署のフロアーの見取り図（座席表を含む）
- ・保健所との連絡窓口担当者を決めておく

# 濃厚接触者の定義に関する結果の考察

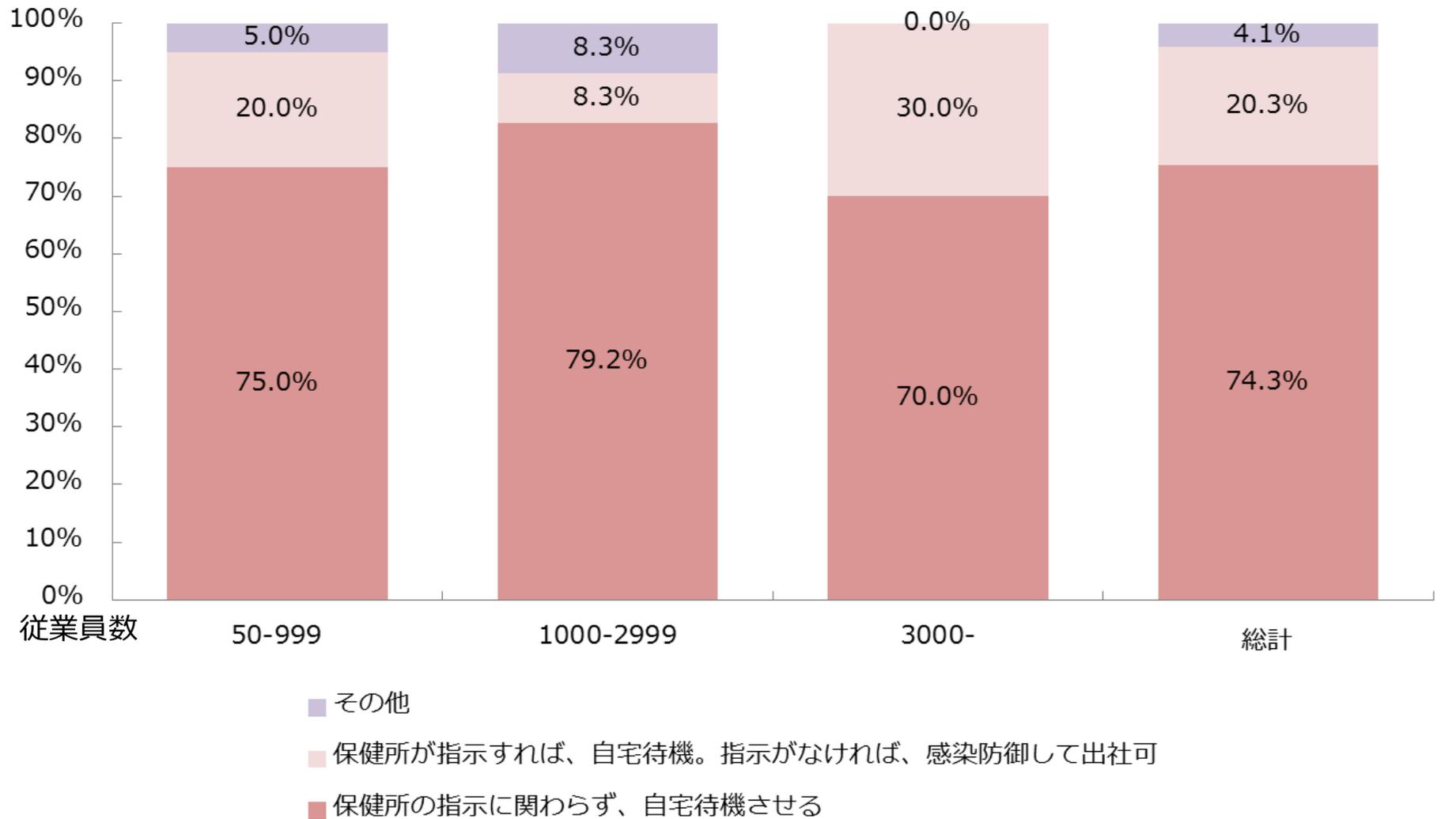
- 今回のアンケートにより、事業者が「濃厚接触者」の基準を独自に定め、自宅待機措置等を実施している事例が確認できた。BCP（事業継続計画）の観点等により、より万全な基準を設けて、職場における蔓延防止対策を実施することは推奨すべき取組と言える。
- なお、独自基準の運用について、保健所の見解は、「保健所は、濃厚接触者以外の人についての行動制限は不要のため、自宅待機などの要請はいたしません。ただし、企業が独自の判断の下に、濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。」となっている。
- 一方、前出の積極的疫学調査実施要領で、「原則として、健康観察期間中である無症状の濃厚接触者は、新型コロナウイルスの検査対象とはならない」とされている。したがって、独自基準による「濃厚接触者」について、事業者から保健所のPCR要否判断の変更を求めたり、**出勤再開に際し医療機関の陰性証明を求めるようなことは厳に慎むべきである。**
- 積極的疫学調査実施要領では、濃厚接触者に対する咳エチケット・手洗いの励行、濃厚接触者と同居している者へのマスク着用および手指衛生の遵守等については示されているものの、マスク着用の有無を基に濃厚接触かどうか判断するとは示されていない。医療機関におけるマスク不足が深刻化している現状、マスクに過度に依拠した対策を煽ることがないよう、専門職からは注意喚起すべきと思われる。

# 10-3. 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した際の対応手順を示していますか？ /74件の回答



- 会社の就業規則等（規程、マニュアル等）での明示はなく、個別対応となっている
- 会社の就業規則等（規程、マニュアル等）で明示されている
- 会社の就業規則等（規程、マニュアル等）はないが、社内通達等で明示されている
- 作成過程
- 周知していないが人事側と準備している
- 就業規則にはなく、WHOおよび当局の指示に従っています
- 全社共通のマニュアルを参考に事業所が行うべき対応を具体的に作成している。

# 10-4. 濃厚接触者には自宅待機を要請しますか？ /74件の回答

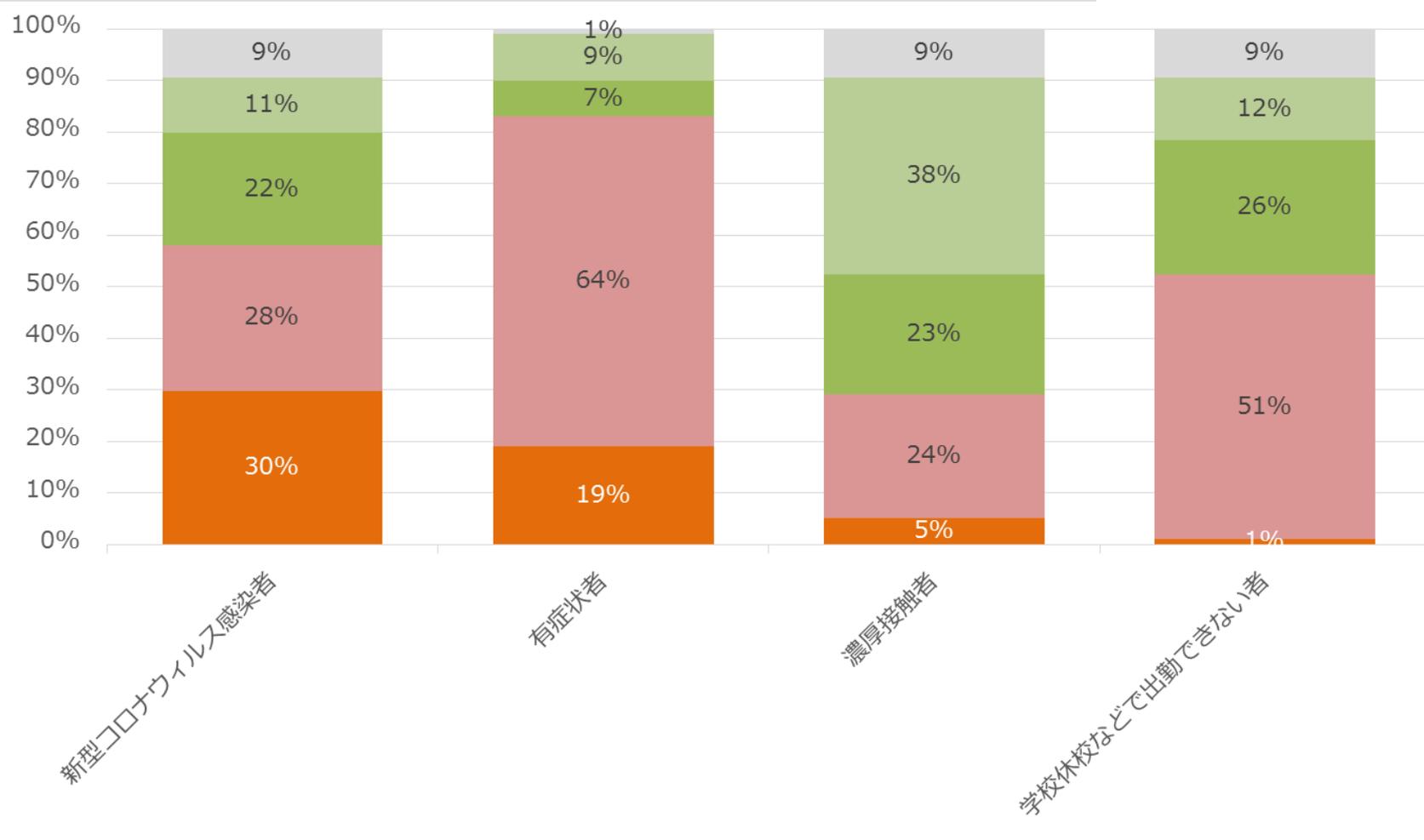


その他の回答は、同居者で感染例が出た場合は自宅待機

# 10-5. 新型コロナウイルスに関連して 勤怠取り扱いで最も近い（頻度が高い）もの /74件の回答

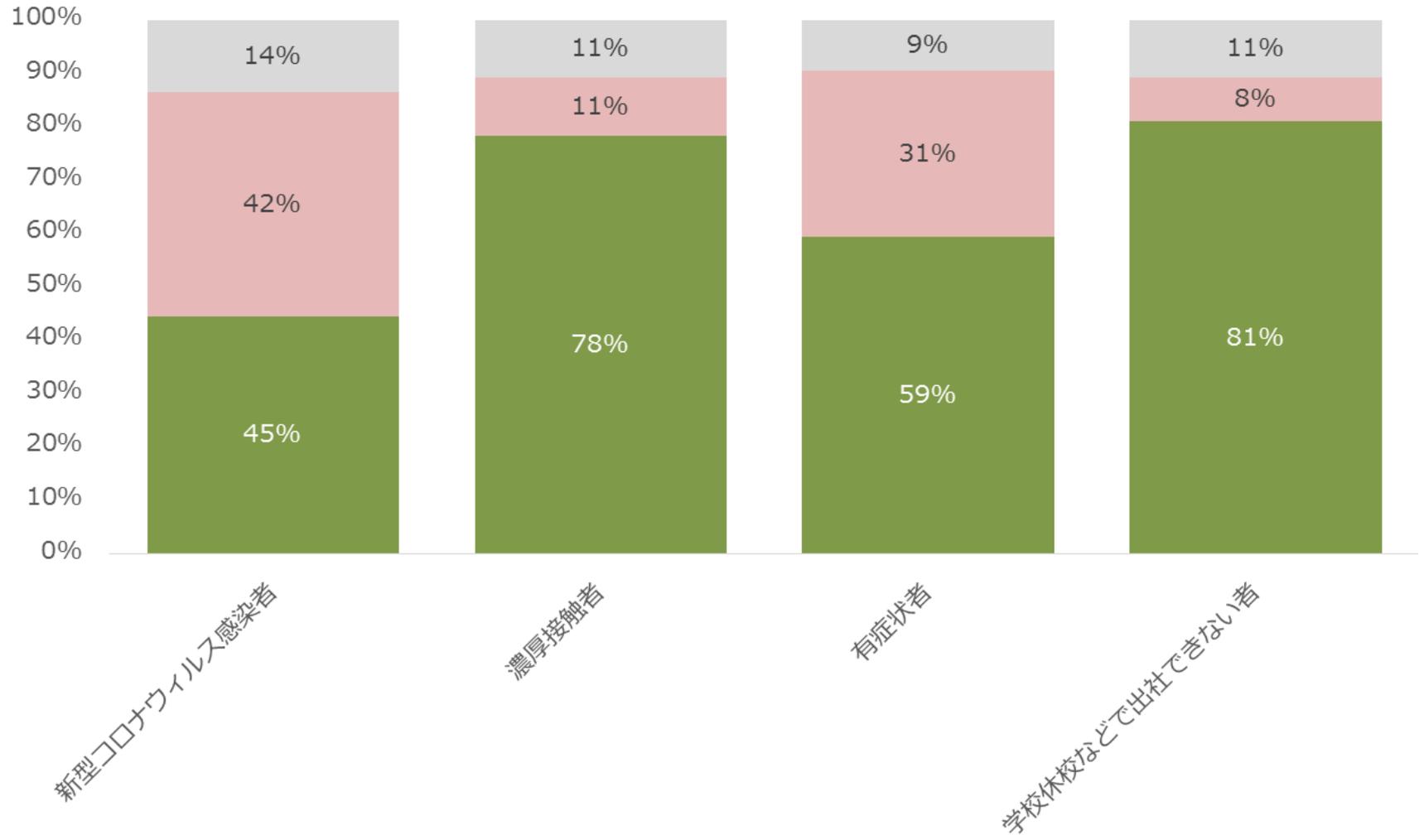
私傷病による休業であっても年休取得は  
可能であり、票が割れた可能性がある

- その他
- 会社都合による休業(出勤扱い)
- 特別休暇（年休とは別の有給）
- 年次有給休暇（年休）
- 私傷病による休暇（病欠など）



# 10-6. 新型コロナウイルスに関連し在宅勤務が可能な場合、在宅勤務を選択または指示することができますか？ /74件の回答

- 在宅勤務が可能な者がいない
- 在宅勤務は認めていない
- 体調が許せば可能



10-7. 学校休校に伴う対応で会社施策として行われていること（子連れ出勤を認める、特別休暇の新設など）があれば、記載ください

#### 【休暇関係】

- 特別休暇の新設（有給の場合と無給の場合がある） 12件
- 積立休暇、育児休業の使用要件を緩和 5件
- 有給休暇の取得推奨 1件

#### 【在宅勤務関係】

- 在宅勤務対象の拡大と回数制限の解除 4件
- 在宅勤務対応ができない場合は、みなし労働（上記の特別休暇）とする 1件
- フレックス制度の利用許可及びコアタイムの廃止 1件

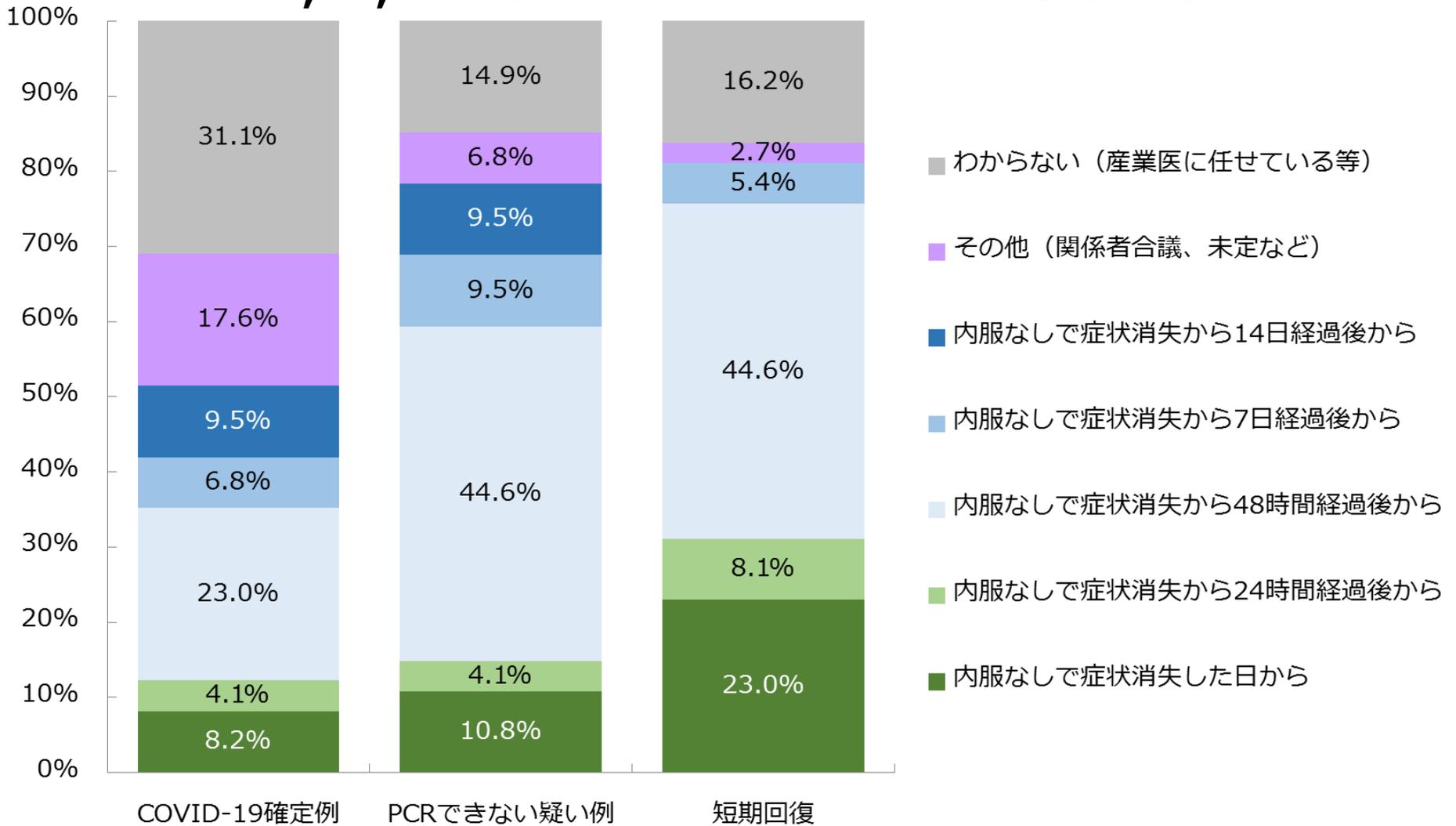
#### 【手当関係】

- 金銭的な補助を受けられる 1件

#### 【その他】

- ケースごとで個別対応 1件
- 地域の学童保育があったので特に対応せず 1件
- 子連れ出勤を認める、半休・保存休暇・養育休暇・時間欠勤を特例で認める 1件

# 11-1,2,3. 体調回復後の職場復帰基準



※確定例は退院していることを前提に回答を求めた

37.5℃以上の発熱、  
かぜ症状が4日  
（重症化リスク者は2日）  
以上続いたものの、PCR検査による感染有無が確認できなかった者

発熱、かぜ症状が3日  
（重症化リスク者は1日）  
以内に消失した場合

## 参考) 「新型コロナウイルス感染者」の復帰基準の情報まとめ

- 厚生労働省

新型コロナウイルス感染が確定した場合の復職基準については、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策推進本部が公表した[退院者向けのリーフレット](#)<sup>1)</sup>で、退院後4週間の衛生対策の徹底、健康状態の毎日の確認、咳や発熱などの症状が出た場合の対応等が示されている。

- 日本渡航医学会、日本産業衛生学会

日本渡航医学会と日本産業衛生学会が合同で公開している

[新型コロナウイルス情報 \(3月24日版\)](#)<sup>2)</sup>においては、感染した社員の復職基準として、「感染した場合は入院治療を行い、①24時間発熱が無い、②呼吸器症状が改善傾向である、③PCR検査が2回連続で陰性である、という基準を満たした場合に退院が可能になります。退院時には他の人への感染性は極めて低いと考えられますが、退院後に新型コロナウイルスが再度陽性となる場合があるので、退院後4週間は一般的な衛生対策に加え健康観察が求められます。少なくとも**退院後1週間程度は自宅療養**を行い、主治医からアドバイスを受け、体調を確認しつつ復帰時期を決めてください」という基準が提示されている。

- CDC

CDC (アメリカ疾病対策予防センター) が[3月16日に公開した対策手法](#)<sup>3)</sup>では、内服薬のない状態での**解熱が72時間以上持続し、各症状が消失し、発症から7日経過**という条件が示されている。

## 参考)「発熱、かぜ症状が3日(重症化リスク者は1日)以内に消失した場合」の復帰基準の情報まとめ

- CDC

CDCが公開した[ガイドス](#)<sup>4)</sup>では、急性呼吸器症状を有する労働者については、「各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから24時間は経過観察すべき」と示されている。

- 日本渡航医学会、日本産業衛生学会

前出の[新型コロナウイルス情報の3月2日版](#)<sup>5)</sup>では、自宅待機後3日以内に解熱した場合について、「職場に復帰させるタイミングの目安は、各種薬剤の内服のない状態で発熱、咳、喀痰、下痢、全身倦怠感などが消失してから48時間以降が望ましい。

(症状が消失した日を0日として、3日目からの復帰)」とある。

# 参考)「37.5℃以上の発熱、かぜ症状が4日(重症化リスク者は2日)以上続いたものの、PCR検査による感染有無が確認できなかった労働者」の復帰基準の考察

- 感染確認に必須のPCR検査実施は、保健所の判断に委ねられており、新型コロナウイルス感染が疑われる労働者であっても、感染が確定するとは限らない。そうした感染疑いの労働者、特に「帰国者・接触者相談センター」への照会基準である「37.5℃以上の発熱が4日以上持続」する場合についての確立した復職基準はないのが現状である。
  - 症状軽快後にどの程度の期間、ウイルス排泄が持続するかが、復職の目安を考える上で重要となる。「帰国者・接触者相談センター」への相談の目安として厚生労働省が示した「37.5℃以上の発熱が4日以上持続」を潜在的な新型コロナウイルス感染予備軍と考えた場合、以下の報告などを考慮し、個別に判断を行う必要がある。
- 武漢での425人の感染者の調査から、**潜伏期**は平均5.2日、95パーセンタイルは12.5日と推計された。**Serial Interval** (リンクのある感染例で、初発者-第二発症者の発症期間間隔)は7.5日(95% CI 5.3-19日)と推計されている<sup>6)</sup>
  - 江蘇州南京市の無症状の濃厚接触者を拡散検査でスクリーニングした調査では、**感染性期**(核酸検査陽性初日から陰性安定初日までの期間)の中央値9.5日、最長21日と報告されている<sup>7)</sup>
  - 武漢市以外での181例のプール解析では、**潜伏期間**中央値は5.1日(95%CI 4.5-5.8)、対象患者の97.5%が感染から11.5日(同8.2-15.6)以内に発症すると推計された<sup>8)</sup>
  - クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の乗員・乗客の受け入れ対応を行った[藤田医科大学病院岡崎医療センターの報告](#)では、PCR検査を実施した90例において、**陰性化に要した日数**の中央値は9日(四分位範囲:6~11日、範囲:3~20日)であった<sup>9)</sup>
  - [【COVID-19に関する一般的な質問に対する現時点での文献的考察】](#)は日本語で、重要文献がまとめられており、参考になると思われる

# テレワーク推奨と復帰基準に関する考察

## 【クロス集計】

「テレワークを推奨の有無」でクロス集計

「1. 内服なしで症状消失から48時間経過後より復帰可」

→81.8% (27/33) がテレワークを推奨

「2. 内服なしで症状消失した日より復帰可」

→70.6% (12/17) がテレワークを推奨

## 【考察】

- テレワークを推奨する事業所では、  
より長時間の自宅待機期間を設定しやすい傾向にあると考えられ、  
テレワーク導入が職域における感染防止に貢献している可能性が示唆される。
- 他方、休業補償を厭わない企業体力のある事業所が、テレワークについて積極的に導入している、という事情が反映された結果とも考えられる。
- いずれにせよ、テレワーク勤務が一般的ではない事業所では、  
今後、より長期間の自宅待機期間の設定が求められた場合に、  
そうした基準を順守する事業所と、  
早く出社を認める事業所の取組の差が顕著となり、  
今後の職域における感染拡大防止策の足並みが揃わなくなることが懸念される。

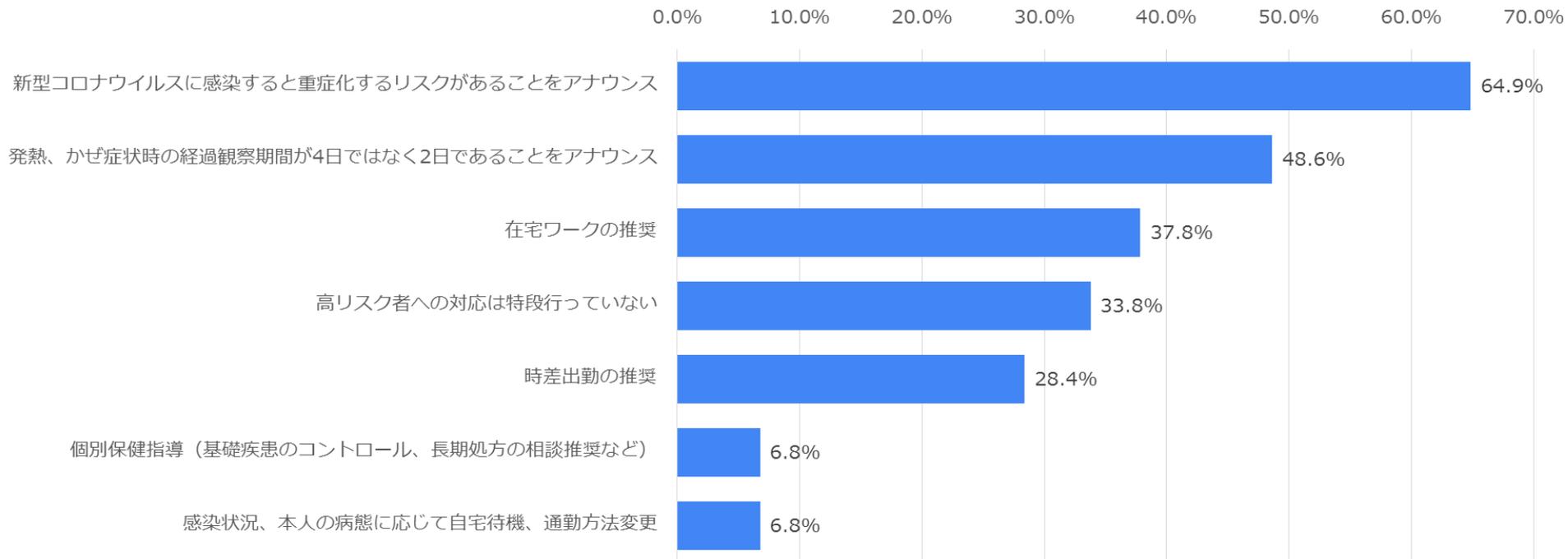
# 本調査結果の復帰基準に関する考察

- 今回のアンケートで「内服なしで症状消失から48時間経過後より復帰可」という回答が最も多かったのは前出の新型コロナウイルス情報で示された基準に則った、あるいは2009年の新型インフルエンザの際に示された基準に準じたものと推察される。
- 前出のウイルス排泄期間についての報告内容を鑑みれば、復職前にもっと長い待機期間を設定しなければならないが、事業運営に必要な人員確保に支障が出る等、画一的に設定する基準としては現場の実態にそぐわない面もあると考えられる。
- 発症前の濃厚接触の有無に応じて基準を使い分ける、あるいは [新型コロナウイルス感染症対策専門家会議](#) で示された「**3つの条件**」  
(**換気が悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声**) をみたまない部署・業務での復帰を検討する等により、弾力的な運用が可能となる。<sup>10)</sup>
- 引き続き、今後の職域における知見ならびに好事例を積み重ねることにより、さらに適した復職基準に見直していくことが望まれる。

# 【Reference】

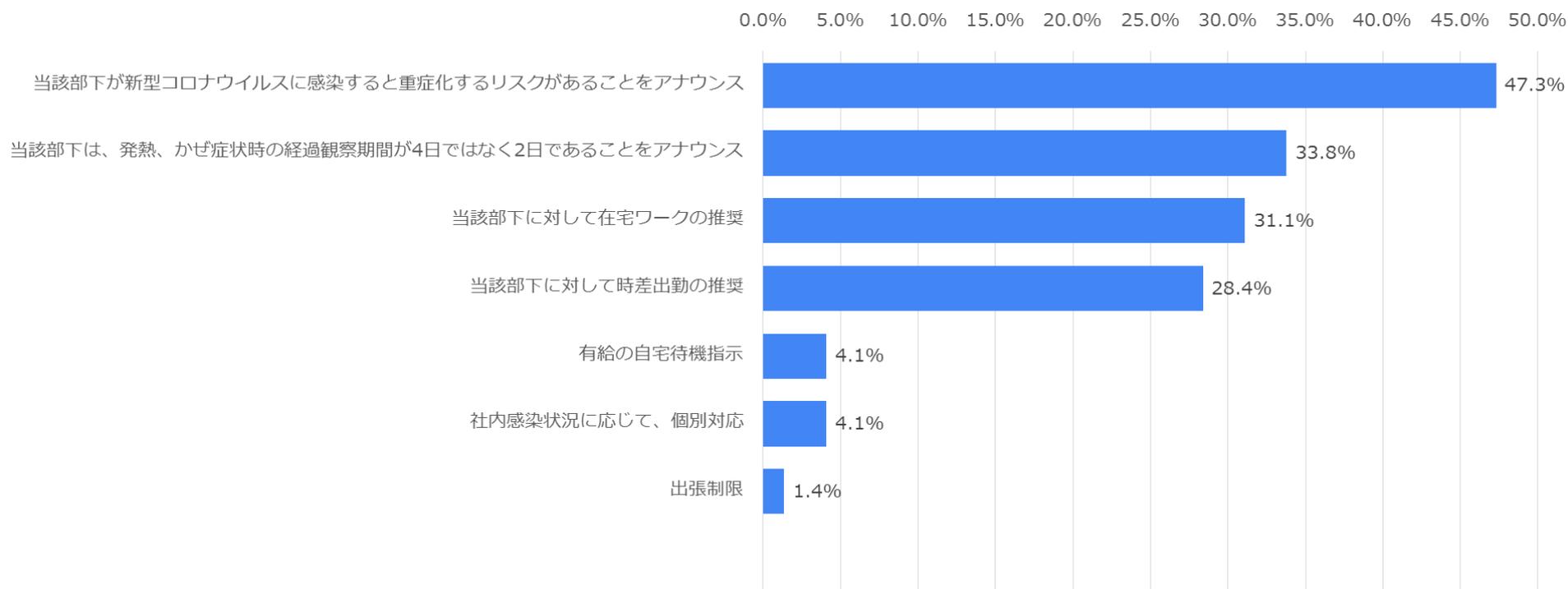
- 1) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部：  
[「医療機関における「新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ」の配布について」](#)（2020年3月6日）
- 2) 日本渡航医学会産業保健委員会、日本産業衛生学会海外勤務健康管理研究会：  
[新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策 Q&A版](#)（2020年3月24日）
- 3) Centers for Disease Control and Prevention:  
[Steps to help prevent the spread of COVID-19 if you are sick](#)
- 4) Centers for Disease Control and Prevention:  
[Plan, Prepare and Respond to Coronavirus Disease 2019](#)
- 5) 日本渡航医学会産業保健委員会、日本産業衛生学会海外勤務健康管理研究会：  
[新型コロナウイルス情報 企業と個人に求められる対策](#)（2020年3月2日）
- 6) Li, Qun, et al. "Early transmission dynamics in Wuhan, China, of novel coronavirus–infected pneumonia." *New England Journal of Medicine* (2020).
- 7) Zhiliang Hu, et al. Clinical Characteristics of 24 Asymptomatic Infections With COVID-19 Screened Among Close Contacts in Nanjing, China. *Sci China Life Sci.* 2020 Mar 4.
- 8) Stephen A. Lauer, et al. The Incubation Period of Coronavirus Disease 2019 (COVID-19) From Publicly Reported Confirmed Cases: Estimation and Application. *Ann Intern Med.* 2020 Mar 10.
- 9) 日本感染症学会：[岡崎医療センターにおけるSARS-CoV-2無症状病原体保有者のPCR陰性化状況](#)
- 10) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議：  
[「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」](#)(2020年3月19日)

# 1 2 - 1. 高リスク者（高年齢、基礎疾患を持つ方）は、COVID-19において重症化しやすいと言われています。該当する労働者を特定して行っていることを教えてください /74件の回答



上位のアナウンスは、後続の質問で「個別に対象者を特定していない」と回答した者も投票しており、個別ではなく「社員全体に向けたアナウンス」も含まれていると考えられる

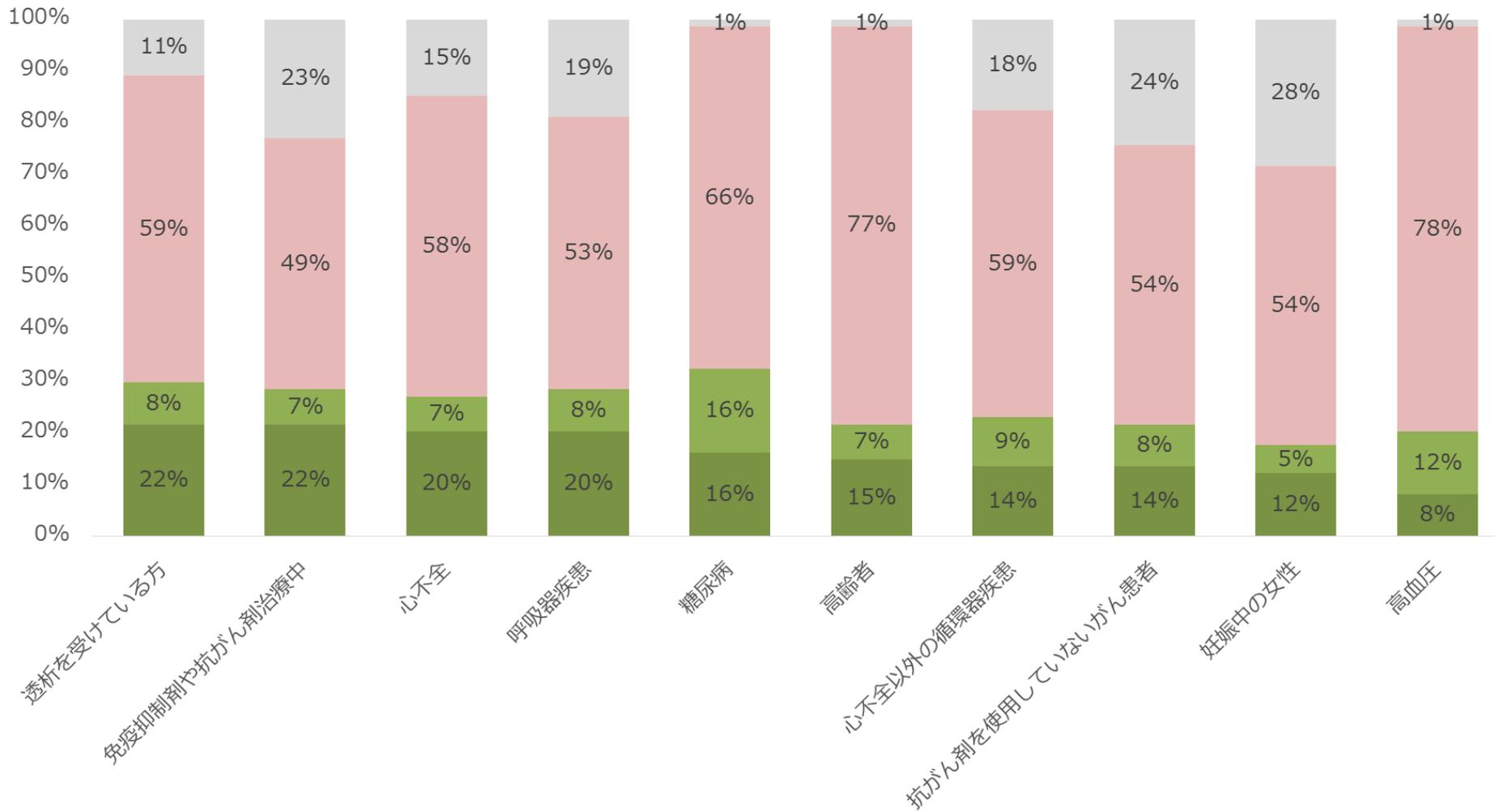
## 12-2. 上記高リスク者への配慮として職場の上司に求める対応を教えてください /74件の回答



本人の同意が得られた場合に行うとのコメントもあり、上司にまで伝えるかどうかは、個人情報保護と安全配慮義務のバランスを考慮する必要がある。

# 12-3. 下記の基礎疾患がある社員のリストアップを行いましたか？

- 把握する方法がない
- 一定の基準を設けてリストアップした（していた）
- 把握可能だが、対象者をリストアップしていない
- 把握できる範囲で対象者をリストアップした（していた）



注意) 透析・免疫抑制剤や抗がん剤内服中・心不全・呼吸器疾患・糖尿病・高齢者・妊娠女性は、有症状時の受診の目安日が異なる（経過日数4日→2日）

## 1 2 - 4 . 高リスクとする基礎疾患の範囲を絞っている (例えば、糖尿病のHbA1c値などで) 場合は、その範囲を教えてください

### 【疾患別・数値別】

#### 糖尿病について

##### ○HbA1c :

8.0%以上 6件、7.5%以上 1件、8.4%以上 1件、8.5%以上 1件、9%以上 1件

##### ○収縮期血圧 160 mmHg以上 2件

##### ○合併症や腎機能低下のあるもの

##### ○ I 型糖尿病

#### 呼吸器疾患について

##### ○急性増悪の恐れのあるもの

#### 高血圧について

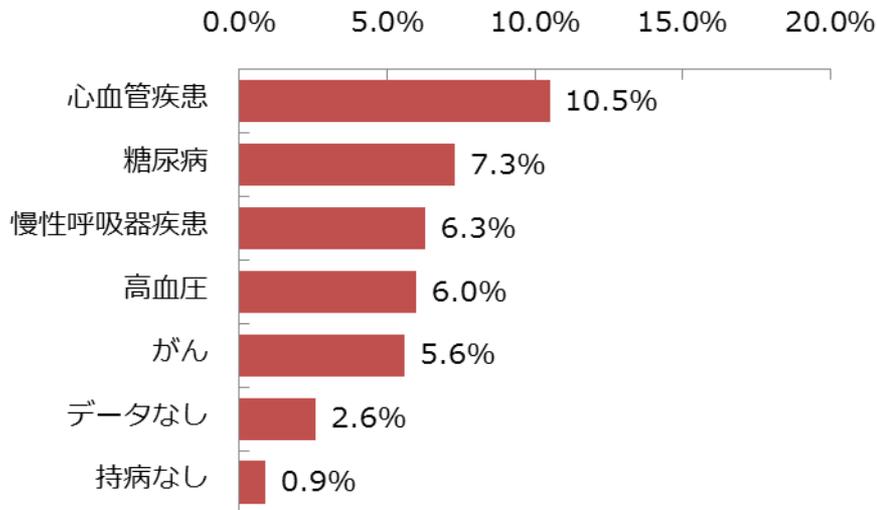
##### ○180/110 mmHg以上 2件、160/100 mmHg以上 1件

#### その他

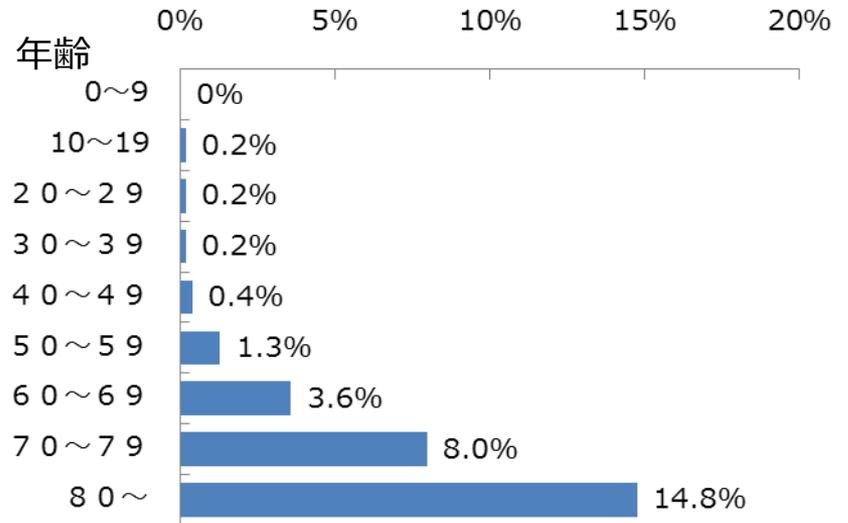
##### ○慢性呼吸器疾患、免疫抑制状態

# 参考) 重症化リスク者についての情報と考察

死亡/確定患者



死亡/確定患者



[The Epidemiological Characteristics of an Outbreak of 2019 Novel Coronavirus Diseases \(COVID-19\) — China, 2020](#)より作図

- 持病と重症化リスクに関する情報として、72314名の罹患者データに基づいた報告がある。しかし、年齢調整をしていないため、疾病があるから死亡率が高いのか、年齢が高いと死亡率が高く、持病を持っている割合が高いのか明らかでない。
- 一方、[厚生労働省発信](#)の発熱、かぜ症状がある場合に受診する目安を4日から2日程度とする重症化しやすい疾患群は、[中国で報告](#)された重症化リスク疾病と若干異なっていた。

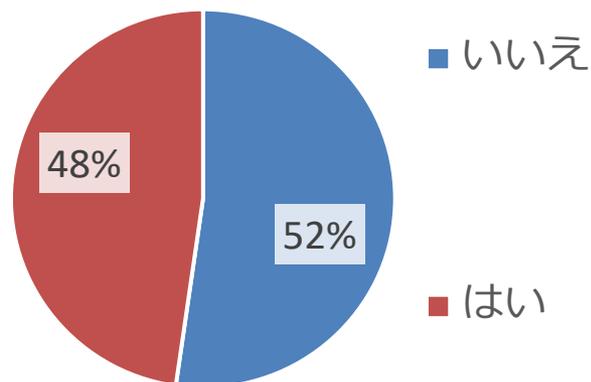
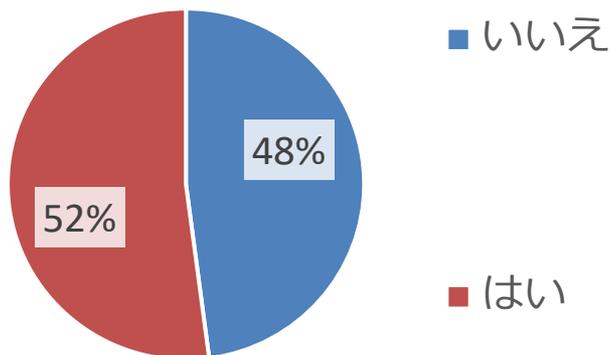
アンケートの結果、持病を持つ労働者をリストアップを行った回答者は3割程度であり、厚生労働省の疾病群の方がその他の疾病より若干高かった。受診の目安は全体的に周知されており、あえて疾病者を特定する必要性が低かったのかもしれない。

# 1 3 - 1. 新型コロナウイルス感染に関連して、事業場や拠点の閉鎖基準・再開基準を設けていますか？ /74件



基準の策定に産業保健職が関与していますか

事業場や拠点の閉鎖・再開の決定に産業保健職が関与することになっていますか？



## 1 3 - 4 . 事業運営上不可欠な有資格者など特定の従業員の感染予防のために行っていることがあれば記載ください

### 【情報提供】

- 生活指導の実施、疾病についての情報提供

### 【会議・業務管理関係】

- 会議を2室に分けて遠隔で繋ぐ、会議に同時に集まらないように参加者を絞るなど
- 在宅勤務を使って全員が同時に出勤することができるだけ少なくなるようにしている
- インフラ維持・意思決定者の多い部署を他従業員との接触を極力避ける  
(共用部の区分けなど)

### 【資材関係】

- マスクの配布
- N95マスクのキープ、テレワーク可能、
- マスクと消毒薬の配布、事業所内へ入所する者全員の体温測定
- 酒精綿、加湿器とマスクの配布
- マスク着用

産業医学推進研究会 COVID-19アンケート調査結果

**終了**